

第5回 八戸市震災復興本部会議

日時:平成23年9月26日(月)午後1時30分～

場所:八戸市庁 本館2階 庁議室

次 第

1 開 会

2 議 事

八戸市復興計画案について

【資 料】

八戸市復興計画(案)

計画原案から計画案への主な変更点[資料1]

八戸市復興計画原案に対する意見等へ対応について[資料2]

3 そ の 他

今後のスケジュール

9月27日(火)本会議終了後:市議会全員協議会(復興計画策定の報告)

4 閉 会

計画原案から計画案への主な変更点

計画案 ページ	新（計画案）	旧（計画原案）
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・字句、文言の軽微な修正及び調整等 ・「国・県への要望」の整理（復興施策と創造的復興プロジェクト実現方策の整合性） 	
第2 施策の基本方向		
P7	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 施策の基本方向（4）防災力の強化」の内容追加 水やエネルギー等のライフラインの強化を図るとともに、スマートグリッドをはじめとする各種技術の開発動向を見据えつつ、省エネルギー対策の充実や再生可能エネルギーの導入促進により、災害に強いエネルギーの供給体制の構築を進めます。 	<p>水やエネルギー等のライフラインの強化を図るとともに、省エネルギー対策の充実や再生可能エネルギーの導入促進により、災害に強いエネルギーの供給体制の構築を進めます。</p>
第3 復興施策		
1. 被災者の生活再建		
P11	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用料等の減免、徴収猶予」の事業内容修正 	
P12	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の分割、事業内容修正 「国税の減免、申告・納付期限の延長等」 「県税の減免、申告・納付期限の延長等」 	<p>「国・県税の減免、申告・納付期限の延長等」</p>
2. 地域経済の再興		
P24	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の追加 「畜産業振興事業」 	
P25	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県への要望の修正 飼料コンビナート拡充のための各種支援 [国・県] 	<p>飼料コンビナート拡充のための港湾用地の造成 [県]</p>
P26	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名の変更 「被災事業者の再建支援」 	<p>「被災事業者の二重ローン問題への支援」</p>
P28	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県への要望の追加 被災事業者に係る二重ローン対策の推進 [国・県] 	

計画案 ページ	新（計画案）	旧（計画原案）
3．都市基盤の再建		
P37	<ul style="list-style-type: none"> 事業名の変更、事業内容追加 「清掃船「清港丸」陸揚げ・解体」 	「清掃船「清港丸」曳舟、陸揚げ」
P40	<ul style="list-style-type: none"> 事業の追加（パブリックコメント対応） 「二級河川新井田川の原状復旧」 	
P42	<ul style="list-style-type: none"> 「保育所施設の復旧」の事業内容修正 	
P43	<ul style="list-style-type: none"> 事業の追加 「被災施設の解体撤去」 	
4．防災力の強化		
P47	<ul style="list-style-type: none"> 事業名の変更、事業内容の追加（パブリックコメント対応） 「市避難所運営体制の再検討」 東日本大震災をふまえた八戸市避難所運営マニュアルの再検討 関係機関や地域団体との連携による避難所運営体制の検討 情報通信技術を活用した、避難所運営における情報伝達・共有方法の検討 <p>（事業主体：市・関係機関・地域団体）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市避難所運営マニュアルの再検討」 東日本大震災をふまえた八戸市避難所運営マニュアルの再検討 <p>（事業主体：市）</p>
P48	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時における広報体制の検証・強化」の事業内容の追加（パブリックコメント対応） 「携帯電話へのエリアメール配信等、新たな媒体や情報通信技術を活用した広報体制の充実」 	「携帯電話へのエリアメール配信等、新たな媒体を活用した広報体制の充実」
P49	<ul style="list-style-type: none"> 事業の追加 「まるごとまちごとハザードマップ事業の実施」 	
P51	<ul style="list-style-type: none"> 「新うみねこプランの推進」の事業内容の修正 	

計画案 ページ	新（計画案）	旧（計画原案）
P54	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財の保存・活用」の事業内容の追加（パブリックコメント対応） ・是川遺跡、長七谷地貝塚を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録の推進」 	
第4 創造的復興プロジェクト		
P66	<ul style="list-style-type: none"> ・「5. 八戸港活用産業活性化プロジェクト」施策2)へ事業の追加「畜産業振興事業」 	
P67	<ul style="list-style-type: none"> ・「5. 八戸港活用産業活性化プロジェクト」の実現方策の修正 <p>【財政支援】</p> <p>八戸地域への畜産関連企業集積に資する青森県立地奨励金の拡充</p> <p>畜産バイオマス利用による発電等の事業化に対する財政措置</p> <p>飼料コンビナート拡充のための各種支援</p>	<p>【財政支援】</p> <p>八戸地域への畜産関連企業集積に資する青森県立地奨励金の拡充</p> <p>畜産バイオマス利用による発電等の事業化に対する財政措置</p> <p>【国・県事業の重点実施】</p> <p>飼料コンビナート拡充のための港湾用地の造成</p>
P70	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの名称変更 7. 「三陸復興国立公園」プロジェクト 	<p>7. 「三陸復興国立公園」構想プロジェクト</p>
付属資料		
P82	<ul style="list-style-type: none"> ・付属資料の追加（パブリックコメント対応） 「3. 策定体制」の追加 	
P88	<ul style="list-style-type: none"> ・付属資料の追加（パブリックコメント対応） 「4. 検討の経過」の追加 	

八戸市復興計画原案に対する意見等への対応について

八戸市復興計画原案に対するパブリックコメントにおいて、市民から提出された意見とその対応は次のとおり。

〔実施期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 23 年 9 月 12 日、意見提出者数・提出件数：9 名・32 件〕

区 分 (原案ページ)	原案に対する意見	意見への対応
<p>「第 3 復興施策」 2. 地域経済の再興 全般 (P20～P34)</p>	<p>三陸沿岸地域との産業復興の連携・支援の体制を、民間だけでなく、行政全体でも明確にすべき。</p>	<p>はちのへ水産復興会議により、関係団体等の連携のもとと本市水産業の復旧・復興が図られ、「漁船誘致の推進」、「水産加工業における被災地域との連携」等が推進されることで、行政も三陸沿岸との産業復興の連携・支援体制に関わっているものと考えます。</p> <p>被災地域において業務再開が難しく、企業が当市内で一時的及び恒久的な操業を行う場合、原案登載の「被災事業者の再建支援」などにより、再建・経営支援を実施してまいります。</p>
<p>「第 3 復興施策」 2. 地域経済の再興 (1) 水産業の再興 (P20～P22)</p>	<p>八戸の水産業は、八戸沖、三陸沖と世界三大漁場と言われる好漁場があり、しかも、イカ・サバ漁に関しては資源管理さえしっかりすれば、毎年 7～12 月頃までの半年間操業可能な資源であり、これらを活用・発展させていけば、地域経済の活性化になるのではないかと。(ハサップ施設の復旧、官民一体による商品開発)</p>	<p>「八戸前沖さばブランド推進協議会」、「イカの街はちのへ連絡協議会」に参画し、八戸漁港の水揚げの 8 割以上を占めるイカ・サバのブランド化等に取り組んでいきます。また、津波被害を受けた HACCP 対応型荷さばき施設 A 棟、B 棟(増築分)の復旧については、24 年 7 月の供用開始を目指し取り組んでいます。</p>
<p>「第 3 復興施策」 2. 地域経済の再興 (2) 農林畜産業の再興 (P24～P25)</p>	<p>「八戸港の飼料コンビナートの拡充の検討」について、当事者である関係事業者からの意見聴取がないままに、当事者抜きで議論されてきた経緯を考えると、その内容の妥当性や納得性に疑問が残る。今回は、方向性について、当事者の考えと一致しているが、パブリックコメントだけで当事者からの意見収集でよいと考えているのであれば、方法論として間違っている。また、今後これらの方策を実行していく推進母体については、どのように考えているのか。</p>	<p>畜産業の振興については、従来より関係の方々からご意見等を伺いながら、情報交換を行ってきているところです。当該事業については、復興計画検討会議での議論を踏まえ、原案に登載したのですが、今後とも関係者各位と十分に意見調整を行いながら、地域特性を生かした畜産業及び食品加工業等の関連産業振興策の一環として、八戸港の飼料コンビナートの拡充について検討を進めてまいります。</p>

	<p>国・県への要望の「畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和・見直し」について、市では、改めて条例見直しを県に申し入れるのか。或いは、「畜産特区」のような事を考えているのか。数量規制を残したままでは、新たに畜産企業を誘致することは極めて難しく、大きな参入障壁となっている。当事者としても協力は惜しまないので、是非、数量規制の撤廃に向け、前向きに取り組んでほしい。</p>	<p>平成 23 年 4 月に畜産施設に関する環境影響評価実施基準を定めている「青森県環境影響評価条例施行規則」が一部改正され、環境影響評価を行うべき規模要件が緩和されましたが、飼育数による規模要件の設定は従来どおりとなっております。</p> <p>岩手県、秋田県では排水量により規模要件が設定されていることから、この改正内容について、当市から県に対し、北東北で同じ条件の下、企業誘致に取り組むことができるよう配慮いただきたい旨、意見提出したところであります。</p> <p>今回の震災を経て、畜産業界から「隣県の岩手県や秋田県と同様の基準とするべき」という意見が寄せられていることから、畜産関係団体の意見を踏まえながら実施基準の見直しについて、あらためて県と協議して参りたいと考えております。</p>
<p>「第 3 復興施策」 3 . 都市基盤の再建 (1) 市街地の整備 (P35)</p>	<p>湊地区は、近年、人口が減少し、空家等が増え、将来小学校の統合問題も持ち上がっている状況である。郊外の開発、区画整理等が進んだ結果だと思ふ。環境は悪くないが、道路が整備されておらず、現代の車社会に対応していない。これを機に何とかしないと、次の世代が住みにくい地域になると危惧している。</p> <p>また、湊地区は、急傾斜があり、県の土砂災害警戒区域に指定されている。十勝沖地震以降に整備され、40 年以上経過している。今一度、細部にわたり点検・調査をし、補強すべきは実施し、出来れば将来的に維持・修繕等しやすくするための排水路、道路等を整備していくことが安全確保につながるのではないかと。</p>	<p>湊地区では、これまで湊トンネル等の都市計画道路や、館鼻公園等の都市基盤の整備を進めてきたところであり、今後の道路整備については、市全体の整備状況等を勘案しながら、地元からの要望等に基づいて、進めて参ります。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業を実施している県と、維持・管理について、協議して参ります。</p>
<p>「第 3 復興施策」 3 . 都市基盤の再建</p>	<p>事業一覧に「新井田川の河川原状復旧」を追加してほしい。水面下に多量のガレキが埋まっているため、</p>	<p>「二級河川新井田川の原状復旧」として、新井田川の津波によるガレキ・堆積物の撤去を計画に追加します。</p>

<p>(2) 海岸・河川の整備 (P40)</p>	<p>船が出せず、新井田川灯籠流しが中止となった他、大雨等による河川の増水、ガレキの流出による港湾・堤防等への損傷、鮭の産卵遡上の阻害の二次被害、三次被害が想定される。県・国への要望により、速やかに実施してほしい。</p>	
<p>「第3 復興施策」 3. 都市基盤の再建 (5) 公共交通の維持・確保 (P44～45)</p>	<p>交通に関しては、交通 IC カードの導入 (JR 東日本の Suica も使えるようにする)、高速道路を使った路線バスの整備 (例: 八戸市中心部～南郷区) を望む。</p> <p>災害への対応力強化について、交通手段の確保・体制づくりも必要だと思う。(体験談: 震災時、太平洋側の陸路が寸断され、日本海廻りで仙台から帰八したが、その際利便性があったのが、山形交通、宮城交通といった「バス」だった。)</p>	<p>交通 IC カードの導入は、多様なメリットがあるため今後も議論・検討を深めて参りますが、復興対策の優先すべき事業として、財源を確保することは難しいものと考えております。</p> <p>また、高速道路を使った路線バスは、近隣町村において運航しておりますが、利用者は年々減少傾向で運営が厳しくなっていると伺っております。例示された区間では、生活交通路線の運行維持のため、補助をしているのが実情であります。</p> <p>ご指摘のとおり「バス」の利便性・有益性を踏まえ、地域公共交通を活かした交通手段の確保・体制づくりは、極めて重要であることから、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による災害時を見据えた公共交通の安定供給に関する検討を行うことを復興計画の中に盛り込んでおります。</p>
<p>「第3 復興施策」 4. 防災力の強化 (1) 防災体制の強化 (P46～49)</p>	<p>防災への対応が、まだこれからという事に驚く。この復興計画が既に、防災体制の見直し、避難所、避難場所の見直しまで進んでいると思っていた。早急な計画の練り直しと、住民の危機管理意識の啓発に取りかかれるよう動くべき。また、それが、新たに地域の絆を強めるきっかけにもなると思う。</p>	<p>市町村の地域防災計画は、国の防災基本計画の見直し・修正をふまえるとともに、県の地域防災計画と整合性を図る必要があることから、国・県の計画の修正後に見直してまいります。住民の防災意識の向上のための広報については、引き続き実施してまいります。</p> <p>これまでに、地域防災計画の修正を待たずに早期に強化したこととしては、指定避難所に対して毛布や懐中電灯などの配付を実施しており、今後も配付物品の数量の増について検討してまいります。</p>

「市避難所運営マニュアルの再検討」について、事業主体が「市」となっているが、行政だけでは不十分と思われる。

災害が起きてから避難所施設の責任者から了解を得るのではなく、平時に施設長から使用できる部屋などを確認するなど、避難所運営マニュアルの策定委員会のメンバーとして協力してもらうべき。さらに、避難所ごとの地域差や施設配置の違いがあることから、メンバーには、施設関係者、地元のPTA、町内会、自主防災会の役員、民生委員、地域居住の市職員または、市職員退職者により構成し、災害発生時の実態に即応できるマニュアルを策定すべき。

また、地区公民館は、トイレの不足等から、長期の二次避難所としては適していない。長期避難者の避難所の占有面積は、1人2㎡では狭く、国連難民弁務官で取り決められている1人3.5㎡に見直すべきと思う。避難所ごとに、避難対象地域を決めておくことも考えられる。

公民館は、一時避難所として活用するとともに、地区の防災拠点として、地区内の指定避難所の情報収集や対策本部の支所的役割を果たすこととし、地域の市職員2～3名の公民館への出動を義務づけてはどうか。また、前記メンバーによる避難所運営委員会を平常時から組織し、体制をつくり上げておく必要がある。

数年前から当市の防災対策は、防災先進都市と比較し、果たして「防災につよいまち」なのか疑問をもち、不安を感じていた。防災危機管理課の職員は、防災先進都市の研修を是非実施してほしい。また、職員を2～3年で替えずに、じっくり腰を据えて当市の防災の

市避難所運営マニュアルの再検討については、すでに避難者などから寄せられた意見や、復興計画策定にあたり関係団体からいただいた意見などをふまえて、修正作業を実施する予定であります。その後、各地域や避難所の特性を加味した地域独自のマニュアルを作成するよう、自主防災組織や連合町内会などに働きかけてまいります。なお、原案での当該事業に係る記載内容は、上記に沿って修正・追記いたします。

長期的に避難所を開設する場合は、避難者数に応じたトイレの必要数について積算し、簡易トイレの増設などについて検討することになります。

長期避難者の避難所の占有面積や避難対象地域を決めておくことなどについては、防災計画の検証・改訂及び避難所・避難経路等の検証と避難所運営の充実を図るための見直しの中で、具体的な検討をする予定としております。なお、1人あたり2㎡の面積は、緊急的に避難する場合の最大収容人数の基準として定めたものであります。

避難所担当職員の見直しにつきましては、今後、避難所機能の強化の中で検討する予定であります。

避難所運営委員会を平常時から組織することについては、連合町内会長や公民館長などへの避難所運営マニュアルの説明の際に提案したところでありますが、今後も機会をとらえて説明するとともに、地域からの相談に対応してまいります。

防災危機管理課では、青森県及び(財)消防科学センターが開催する防災基本研修及び消防大学校、市町村アカデミーにおいて開催される防災研修を職員に受講させ、他自治体の事例等について学び、資質向上に努めております。今後も、各種防災研修に積極的に

	<p>ビジョンを樹立してほしい。</p> <p>防災意識の高揚を目的とした講演の際、避難時には、2～3日分の飲料水、簡易食料、防寒対策等を準備するよう訴えてきた。今回の大震災では、3月11日の夜の食事から市で準備し、69か所の避難所に配ったとのことだが、本当なのか。災害には、自助、共助、公助を基本に、まず我が身は自分で守ることが大事と訴えてきたが如何か。災害発生時当初から、すべて行政のみからの脱却を訴えてきたつもりである。</p> <p>小中野の浜通り地区は、平坦で高台まで距離があり、すぐ目前には石油タンク施設が川を挟んであり、また、漁船も小型船から中型船が停泊しており、津波火災が心配されるのではないか。従って、避難ビル、防護堤、タンク施設の対策等が必要ではないか。</p> <p>湊、白銀、鮫地区は、海岸線に沿って高台があり、短時間に避難が可能で、道路網の整備さえしっかり実施できれば良いのではないか。また、可能であれば、道路は産業を考慮したものと、地域住民を考慮したもの（多目的機能：通学路、歩道等）を計画してはどうか。</p>	<p>参加し、職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>職員の異動については、経験が必要であると考えられる業務を所管する部署については、在職年数を考慮して職員を配置するように努めております。</p> <p>今回の大震災に際し、ほとんどの避難者が食料や防寒具などを持参していなかったことから、市は、避難指示を発令した自治体の責務として、発令直後から食事や毛布などの手配を始め、調達できた物資から避難所へ配付したところであります。</p> <p>避難する方々がある程度の水・食料・防寒着等を準備することは引き続き周知してまいります。</p> <p>県が行う新たな津波シミュレーションに基づき、津波避難ビルなどが必要となる地域が判明した場合には、原案記載のとおり指定・整備を検討してまいります。また、石油コンビナートの防災対策については、県などの関係機関と連携しながら対応してまいります。</p> <p>県が行う新たな津波シミュレーションに基づき、津波到達予想時刻までに津波浸水地域から避難できない方々（住民、漁業者、事業所従業員など）が発生すると想定された場合は、この方々を考慮した津波避難ビルや避難路の整備を原案記載のとおり検討することになります。</p>
<p>「第3 復興施策」 4．防災力の強化 (3) 災害に強い地域づくり (P54)</p>	<p>「文化・スポーツの推進」の施策について、「2．地域経済の再興、(4) 観光・サービス業の再興 文化・スポーツの推進」として、位置づけるべき。</p>	<p>「文化・スポーツの推進」の施策については、市民による文化・スポーツ活動や、さまざまなイベントの開催などを通して、復興に向けた全市的な気運の醸成を図るという観点を踏まえ、原案のとおり、市民力を生かした復旧・復興施策を取りまとめた「(3) 災害に強い地</p>

	<p>「文化財の保存・活用」及び「是川縄文の里の整備」の事業概要に、「是川遺跡とあわせた長七谷地貝塚の保全及び早期的な世界遺産登録の実現に向けた推進体制の構築」を追加すべき。</p> <p>また、合わせて、「国・県への要望」として、「『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』の世界遺産登録の早期実現[国・県]」を追加すべき。</p>	<p>域づくり」に位置づけることとします。</p> <p>「文化財の保存・活用」の事業概要に「是川遺跡、長七谷地貝塚を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録の推進」を追加します。</p> <p>なお、現在、国の指導のもと、北海道・北東北の4道県が中心となって、既に縄文遺跡群の世界遺産登録推進のための事業を実施していることから、国・県への要望は行わないこととします。</p>
<p>「第4 創造的復興プロジェクト」全般（P56）</p>	<p>東北一の工業県だった福島県が福島第一原発事故によって壊滅状態にあり、八戸市は東北有数の工業都市になることをみすえてほしい。</p>	<p>物流拠点となる八戸港の利便性、優秀な人材の確保の容易さ、産学官の支援体制、生活空間の利便性等をPRしながら、企業の立地を推進してまいります。</p>
<p>「第4 創造的復興プロジェクト」7.「三陸復興国立公園」構想プロジェクト（P70～P71）</p>	<p>三陸沿岸を復興公園として国立化するという動きについて、それ自体は悪くないが、国立公園の海には、6カ月経った今でも多くの行方不明者がいる。また、瓦礫が海底を覆い、豊かな海が激変している状況である。陸上での施設整備などに目がいくが、三陸沿岸のみならず、東北各県との連携を更に強めて、海の中の復旧・復興にも率先して尽力する内容にすべき。</p> <p>三陸復興国立公園は、八戸から宮城県南まで、トレッキング出来る国立公園に造り上げるべき。また、MTB用に道も造り、同様に種差から宮城県南を旅できるようにすべき。そして、世界各地、日本各地から来たツアー客に、震災の事実を語り継いでもらいたい。</p>	<p>国では、漁場の再生を図るため、漁業者等が行う漁場でのガレキ等の回収処理等の取組に支援をしています。この「漁場復旧対策事業」により、三陸沿岸等の漁場については復旧すると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国では、平成24年度中に三陸復興国立公園(仮称)の指定を目指しており、その再編予定区域において、長距離トレイル350キロや災害を記録、継承するための学びの場を整備する方針であります。 ・市においては、平成22年度に蕪島から葦毛崎までの遊歩道整備可能性調査を実施済みであります。 ・国立公園としての整備の具体的内容については、現在国において策定中であることから、市としても長距離トレイルや学びの場にもなるべく、原案登載の「国・県への要望」にあるとおりビジターセンターを国へ要望してまいります。

<p>「第4 創造的復興プロジェクト」 8. 文化・スポーツ振興 プロジェクト (P72～P73)</p>	<p>プロジェクトの名称を「8. 縄文遺跡群の世界遺産登録推進、芸術・スポーツ振興プロジェクト」に変更し、施策2の「アート」を施策4とし、新たに施策2を「早期的な縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて官民協働体制を構築し、縄文遺跡群の調査研究・収集保存・展示教育活動を促進します。」に変更すべき。 また、合わせて、「国・県事業の重点実施」に、「『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』の世界遺産登録の早期実現」を追加すべき。</p>	<p>「8. 文化・スポーツ振興プロジェクト」は、当市の特色ある学術・文化・スポーツの振興を通じて、市民の幅広い、さまざまな活動を促進することで、市民の心に元気を取り戻し、速やかな震災復興とまちの活力創出につなげることを目的としたプロジェクトであるため、縄文遺跡を強調した位置づけにはせず、原案どおりとします。</p>
<p>その他 原発事故への対応について</p>	<p>復興計画の中に「原発事故」への対応が盛り込まれていない。六ヶ所を身近に控えている本市として、実際の放射能事故での影響を考慮しての、作業手順、避難体制、誘導、そして、「脱原発依存」への明確な文章により表現すべき。</p>	<p>青森県地域防災計画原子力編では、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準として、地域防災計画原子力編を作成すべき市町村を、六ヶ所村、東通村、むつ市及び横浜町と定めております。 今後は、国においてEPZの見直しも検討されていることから、その動向を注視してまいります。</p>
<p>その他 復興施策の進め方について</p>	<p>「3. 都市基盤の再建」、「4. 防災力の強化」について、いずれの場合も、今後想定される地震・津波・土砂災害等の研究・調査、シミュレーションをし、過去の災害等も考慮しながら、八戸の現状、地形に合った施策を実施することが重要である。図面作成にあたっては、現場によく足を運び、しっかりと調査等を実施し、次世代のことも考慮しながら進めてほしい。 地域住民として、協力し、同じ考えを持つ人々を集めて話し合い、住みよいまちづくりに貢献できればと思っている。</p> <p>この原案からだけでは、沿岸部の土地利用変更や建築制限の必要性、あるいは新たな避難ビルや避難路の必要箇所、防波堤、保安林、その他インフラの規格デザイン変更の必要性などの詳細が見えないが、それらはどの程度の検討が与えられているのか？今回の震災</p>	<p>国において、今回の地震・津波の被災状況の調査や分析が行われるとともに、今後の対策について議論されているところです。市では、今後示される国や県の方針を踏まえ、各種施策を進めていくこととなりますが、都市基盤の整備は、国や県が主体となる事業も多いことから、実施にあたっては当市の実情に合った整備となるよう事業主体と協議をして参ります。</p> <p>原案「序」に記載のとおり、当該計画は本市復興にあたっての基本的な方向性を示すことを目的としており、復興施策の具体化や事業の実施にあたっては、策定された計画を基にさらなる検討が行われるものであります。また、ご指摘のあった事項に関しては、今後示される国</p>

	<p>を機会ととらえてより安全なまちづくりのために、これらの再検討が必要。新たな津波シミュレーションやリスク分析の結果を待って次の段階の計画ということなのだと推測する。</p> <p>各施策において、ITの活用による利点を積極的に検討すべき。</p> <p>個々の施策やプロジェクトをバラバラに実施するのではなく、相乗効果を期待する。(例えば、学校や公共施設の耐震化・構造強化に合わせて、太陽光パネルや雨水タンクの設置によるエネルギー効率のいい省資源型の施設に変えていく。)</p>	<p>や県の方針をふまえ、関係者間での検討・協議を要するものであり、現在その作業中であります。</p> <p>「4.防災力の強化 (1)防災体制の強化」において、「市避難所運営マニュアルの再検討」及び「災害時における広報体制の検証・強化」の事業概要に情報通信技術の活用の検討についての内容を追加します。</p> <p>さらに、各施策の実行段階においても、ITの活用を検討していきます。</p> <p>関係機関との連携を強化し、省資源・省エネルギーの取組を推進したいと考えます。</p> <p>学校施設の耐震化については、23年度でほぼ終了の予定となっております。耐震化に伴い増改築済の2校に太陽光パネルを設置したほかは、省資源型の設備の設置等は実施、予定しておりませんが、今後、学校施設の大規模改造、増改築等を行う際に随時検討していきたいと考えます。</p>
<p>その他 復興計画について</p>	<p>新しい価値観・ライフスタイル・生活志向の創造を求め、現在の価値観、人生の価値観を考え直した時、初めて復興への道筋が見えて来るはずである。</p>	<p>「第1 復興の理念と目標」に掲げているとおり、復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる原状復旧にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境問題、地域コミュニティの振興などの現代社会を取り巻く諸課題にも対応した新たなまちづくりを推進することにより、早期の復旧と創造的な復興を図ることとし、4つのまちづくりの目標のもとに、「より強い、より元気な、より美しい八戸」の実現を目指しています。</p> <p>計画の推進にあたっては、市民の皆様の御意見を踏ま</p>

	<p>この原案は、様々な施策やプロジェクトが総合的に網羅されていて、それ自体は評価できるが、それ故に総花的な印象を与え、重点施策や重点プロジェクトが何なのかという優先順位が見えにくい構成になっていると思う。復興財源が特定されていない今だからこそ、施策横断的なプロジェクトの優先順位を検討すべき。</p> <p>また、原案からは、市民の声、特に被災者や沿岸部の住民の声がどのように反映されているのかが分からない。施策や優先順位の決定にあたっては、市民の声を十分に反映させたものになるようにすべき。</p> <p>計画実現に向けた市の組織体系の改変、優先施策のための市独自の財源確保策や制度面なども検討に値すると思う。</p>	<p>えながら、価値観やライフスタイルの変化等にも留意し、適切に進行管理を行います。</p> <p>復興計画の計画期間（10年間）を、「復旧期」、「再生期」、「創造期」の3期に区分し、復興に向けて段階的に取り組むこととしています。</p> <p>また、「第4 創造的復興プロジェクト」において、創造的な復興の実現に向けて、重点的に実施する施策や事業を分野横断的に取りまとめています。</p> <p>施策の優先順位につきましては、毎年度の予算編成や進行管理において、市の総合計画との整合性に留意しつつ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化を行うなど、適切な運用を図っていきます。</p> <p>計画づくりへの市民の参画状況を示すため、復興計画の付属資料に、「3. 策定体制」及び「4. 検討の経過」を追加します。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、関係機関や関係団体の有識者で構成する「八戸市復興検討会議」を設置するほか、市民アンケート調査、津波で被災した11地域の連合町内会などへの関係団体ヒアリング、当市主催による東日本大震災復興フォーラム、計画原案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を反映させているところです。</p> <p>さらに、復興計画の進行管理においても、毎年度、市民で構成する委員会において御意見を伺いながら適切に進める予定です。</p> <p>震災復興に向けての組織体制については、平成23年5月1日、総合政策部政策推進課内に震災復興推進室を新たに設置し、復興計画の策定及び計画の進行管理等を</p>
--	---	--

	<p>要約したものなどを、早い段階で各地域世帯に配布すべき。共通意識があるかないかで、行動とその後の取り組みに大きな違いが生じてくると思う。</p> <p>復興計画は、早い処理と財源が求められるものであり、更なる災害を想定しながらの作業が必要になることから、通常の政策計画書のように、意見を市民に求めるのは、今回は不要、或いは、即刻実施しながら、その都度訂正、修正、報告」でもよいのではないか。</p>	<p>行うこととしています。また、計画に掲載されている事業推進のための組織体制の改編についても、今後、必要に応じ柔軟に対応して参りたいと考えています。</p> <p>また、計画の推進にあたっては、国において検討されている第3次補正や復興特区制度の動向等を踏まえながら、積極的な活用に向けて、市の施策の充実に努めていきます。</p> <p>復興計画の概要版を作成し、市民へ配布するとともに、広報や市のホームページなどで復興計画の概要について、公表します。</p> <p>復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる原状復旧にとどまらない、現代社会を取り巻く諸課題にも対応した新たなまちづくりを推進するため、市民の皆様の御意見を反映させた、より良い計画とする趣旨で意見募集を実施しています。</p> <p>今後は、復興計画に基づき、早期の復旧と創造的復興を図るため、毎年度、市民で構成する委員会において御意見を伺いながら、適切な進行管理を行うとともに、その状況について、広報や市のホームページなどで公表します。</p>
--	---	--

八戸市復興計画(案)

(平成 23 年度～平成 32 年度)

平成 23 年 9 月 26 日

目 次

序	計画の策定にあたって	1
	1. 策定の趣旨	1
	2. 計画の位置付け	1
	3. 計画期間	1
	4. 計画の構成	2
	5. 計画の範囲	2
	6. 計画の推進体制	2
	復興計画体系図	3
第1	復興の理念と目標	4
第2	施策の基本方向	5
	1. 現状と課題	5
	2. 施策の基本方向	6
第3	復興施策	8
	1. 被災者の生活再建	8
	2. 地域経済の再興	20
	3. 都市基盤の再建	35
	4. 防災力の強化	46
第4	創造的復興プロジェクト	56
	1. 津波防災まちづくりプロジェクト	57
	2. 災害時安全安心プロジェクト	60
	3. 水産拠点化推進プロジェクト	62
	4. 農業復興プロジェクト	64
	5. 八戸港活用産業活性化プロジェクト	66
	6. エネルギー・環境産業プロジェクト	68
	7. 「三陸復興国立公園」プロジェクト	70
	8. 文化・スポーツ振興プロジェクト	72
付属資料		75
	1. 国・県への要望一覧	76
	2. 東日本大震災の被害状況等について	79
	3. 策定体制	82
	4. 検討の経過	88

序 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が発生しました。この東日本大震災は、一瞬のうちに市民の尊い人命を奪ったのみならず、多くの住居や都市施設に甚大な被害を及ぼしました。

この震災により大きな被害を受けた地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧を図るとともに、今回の経験・教訓を生かした更なる災害に強いまちづくりに向けて計画的な復興を目指すため、次の 3 つの視点から、八戸市復興計画（以下、「復興計画」という。）を策定します。

- (1) 復興に当たっての基本的な方向性を示すための計画
- (2) 復興に向けた市の施策の重点化を図るための計画
- (3) 復興に関する国・県への要望を行うための計画

2. 計画の位置付け

八戸市地域防災計画（地震編）第 5 章第 7 節に基づく復興計画として策定します。

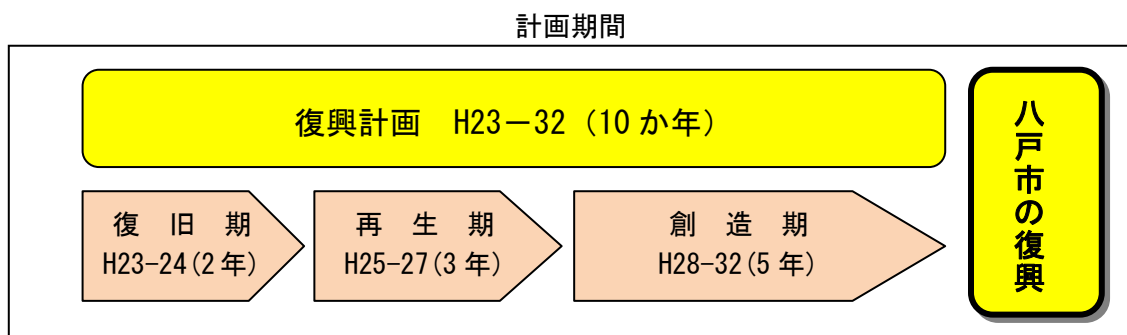
また、復興計画は、第 5 次八戸市総合計画基本構想（平成 19～28 年度）及び後期推進計画（平成 23～28 年度）を補完する震災対策の特別計画として位置付けます。

3. 計画期間

復興計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 か年とします。

さらに、全体 10 年間の計画期間を次の 3 期に区分し、復興に向けて段階的に取り組むこととします。

- ① 復旧期～H23-24 年度の 2 か年
市民生活及び地域産業を震災前の状態まで早急に回復させるため、社会的機能や社会経済活動の復旧に集中的に取り組む期間
- ② 再生期～H25-27 年度の 3 か年
早期復旧から創造的復興への移行期間として、社会的機能や社会経済活動の復旧を完了させるとともに、地域再生の基礎づくりに取り組む期間
- ③ 創造期～H28-32 年度の 5 か年
北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向けて、創造的復興に計画的に取り組む期間



4. 計画の構成

復興計画は、「第1 復興の理念と目標」、「第2 施策の基本方向」、「第3 復興施策」、「第4 創造的復興プロジェクト」で構成します。

第1 復興の理念と目標

復興に向けた基本的な考え方と、本計画期間内に目指すべきまちづくりの目標を取りまとめたものです。

第2 施策の基本方向

上記の復興の目標の達成に向けて、震災後の現状と課題をふまえ、本計画期間内に取り組むべき復興施策の基本的な方向性を取りまとめたものです。

第3 復興施策

上記の「施策の基本方向」をふまえ、本計画期間内に取り組むべき具体的な施策や事業、復興に向けた国・県への要望事項を取りまとめたものです。

第4 創造的復興プロジェクト

上記の「復興の理念と目標」に掲げる創造的な復興の実現に向けて、重点的に取り組むべき具体的な施策や事業を取りまとめたものです。

5. 計画の範囲

復興計画の範囲は、当市が主体となって推進する施策や事業のほか、国、県、一部事務組合などの公共機関や、市民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関などが実施する施策や事業も含めています。

また、平成22年度の震災直後から実施している施策・事業を含めています。

6. 計画の推進体制

復興計画の推進に当たっては、多様な事業主体が連携を図ることとし、自助・共助・公助の精神や協働の理念、すなわち「新しい公共」の考え方にに基づき、市民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関、行政などがそれぞれの役割分担のもとに、適切な合意形成に努めながら、創造的な復興の実現に向け一体となって取り組む体制を構築します。

また、国の交付金制度や復興特区制度を活用しながら、復興施策に必要な財源の確保や制度の創設などについて、国・県等に対して要望するとともに、当市の震災復興のために寄せられた寄附金等を原資とする震災復興基金などを有効に活用し、財政の健全性の確保に努めながら、復興施策の着実な推進を図ります。

なお、復興計画の着実な推進を図るため、計画期間内において、毎年度、復興計画に登載している施策や事業の進捗状況を調査し、市民で構成する委員会において意見を聴取しながら、適切な進行管理を行います。また、復興の局面や社会経済情勢の変化などの把握に努め、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。なお、復興計画の進行管理の状況は、広報やホームページなどで公表します。

八戸市の復興

復興の理念と目標

- 理念
 - ・現在の市民のみならず将来の市民のためのもの
 - ・原状復旧にとどまらない、現代課題にも対応した新たなまちづくりの推進
 - ・早期の復旧と創造的な復興を目指す
- 目指す姿
「より強い、より元気な、より美しい八戸」
- 4つのまちづくりの目標
 - (1) 安全・安心な暮らしの確保
 - (2) 大震災をバネにした地域活力の創出
 - (3) 北東北における八戸市の拠点性の向上
 - (4) 災害に強いまちづくりの実現

4つの基本方向に基づく復興施策

1 被災者の生活再建

- (1) 生活支援の充実
- (2) 住宅確保の支援
- (3) 雇用対策の強化
- (4) 暮らしの安心確保

2 地域経済の再興

- (1) 水産業の再興
- (2) 農林畜産業の再興
- (3) 企業活動の再興
- (4) 観光・サービス業の再興
- (5) 風評被害の防止

3 都市基盤の再建

- (1) 市街地の整備
- (2) 港湾の整備
- (3) 海岸・河川の整備
- (4) 道路・公園・下水道等の整備
- (5) 公共交通の維持・確保

4 防災力の強化

- (1) 防災体制の強化
- (2) 水・エネルギー対策の充実
- (3) 災害に強い地域づくり

創造的復興プロジェクト

- 1. 津波防災まちづくりプロジェクト
- 2. 災害時安全安心プロジェクト
- 3. 水産拠点化推進プロジェクト
- 4. 農業復興プロジェクト
- 5. 八戸港活用産業活性化プロジェクト
- 6. エネルギー・環境産業プロジェクト
- 7. 「三陸復興国立公園」プロジェクト
- 8. 文化・スポーツ振興プロジェクト

第1 復興の理念と目標

復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる原状復旧にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境問題、地域コミュニティの振興などの現代社会を取り巻く諸課題にも対応した新たなまちづくりを推進することにより、早期の復旧と創造的な復興を図ることとし、以下の4つのまちづくりの目標のもとに、「より強い、より元気な、より美しい八戸」の実現を目指します。

(1) 安全・安心な暮らしの確保

被災者の生活再建を最優先に、震災前の安定した暮らしを早期に実現するとともに、恵まれた生活環境や地域社会の絆を大切に守り育てながら、住みなれた地域コミュニティの中で、子どもや女性、高齢者や障がい者をはじめ全ての市民が、より安全で、より安心して暮らせる地域社会の形成を図ります。

(2) 大震災をバネにした地域活力の創出

地域活力の原動力である地域産業を早期に復旧するとともに、大震災の影響による2次災害への的確に対応し、これまで培ってきた産業集積や地域資源を最大限に生かしながら新たな価値や魅力を創造することで、農林畜産・水産・商工・観光といった多様な産業が息づく、より活力のある産業都市の構築を図ります。

(3) 北東北における八戸市の拠点性の向上

先人先達のたゆまぬ営みと豊かな歴史・文化・自然といった地域資源の活用により、これまで育まれてきた八戸港の港湾機能や、水産・工業等の産業集積、文化・観光の魅力等により磨きをかけ、東北及び日本の復興にも寄与しつつ、人・モノ・情報が集積する北東北の中核都市として、八戸市の拠点性の向上を図ります。

(4) 災害に強いまちづくりの実現

今回の大震災の教訓を踏まえ、人命の尊重を第一に、国、県、市をはじめ、市民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関などの多様な主体の参画のもと、自助・共助・公助の連携による協働のまちづくりの推進により、ハード対策のみならずソフト対策も組み合わせながら、多重防災型の災害に強いまちづくりの実現を図ります。

第2 施策の基本方向

1. 現状と課題

(1) 生活・雇用環境

今回の大震災により、被災した家屋は沿岸部を中心に1,000棟を超え、さらに、長時間の停電、情報の遮断、物資供給の停滞などから、最大で、69箇所の避難所に9,200人もの避難者が集まり、避難所での生活も長期間に及びました。

当市では、震災直後から、避難所開設と併せて、避難者に対する健康相談や各種手続き等にかかる巡回相談、総合相談窓口（はっち内）の設置、地域担当職員による避難世帯応援チームの結成、災害ボランティアの派遣などにより被災者の生活支援を進めてきました。

家屋に被災を受けた市民は、公営住宅等へ一時的に入居していますが、恒久的な住宅の確保が課題となっているほか、大震災の影響による離職者の増加や有効求人倍率の落ち込みなど、被災者をはじめ市民の生活・雇用環境はまだまだ厳しい状況にあります。

今後は、震災前の安定した暮らしを早期に実現するため、住宅、雇用、健康、環境など生活全般にわたって市民の安全・安心を確保しながら、被災者の生活再建を目指すことが喫緊の課題となっています。

(2) 地域経済

国内有数の水産基地である八戸漁港では、魚市場及びハサップ対応型荷捌き施設や多数の漁船が被災したほか、周辺に立地する水産加工業者も機械・設備などに甚大な被害を受けたことにより、水産業の生産・加工・流通等の各機能が著しく低下しています。

また、「八戸いちご」の産地である市川地区をはじめ、当市の農業も、農地や生産施設などに大きな被害を受けました。

企業活動では、臨海部の工場群が津波により被災しましたが、直接被災した企業のみならず、物流の停滞などで間接的な被害を受け、中小企業の経営状況にも大きな影響を与えています。

さらに、自粛ムードによる個人消費の低迷や各種イベントの中止、観光客の減少なども、地域経済に大きな影響を与えています。

今後は、日本の水産基地として八戸漁港の早期復旧と各産業活動の早期回復を目指すとともに、福島第一原発事故による風評被害への対策も講じながら、東北全体の震災復興の拠点となるよう、より災害に強い産業の形成と企業活動の促進を図り、さらに今回の大震災をバネに、産業の一層の集積と拠点化の推進や観光誘客宣伝の強化を通じて、地域経済の活性化を図ることが必要となっています。

(3) 都市基盤

津波により、沿岸部の市街地は、住居をはじめ海岸・河川の堤防、道路、公園、下水道、し尿処理施設などに甚大な被害を受け、都市基盤に大きなダメージを受けました。

また、国際物流拠点港としての役割を担う八戸港では、八太郎北防波堤の損壊をはじめ港湾施設に甚大な被害を受けたことにより、物流機能が著しく低下しています。

さらに、道路や各交通機関も震災直後は機能がマヒし、特に物資の輸送に影響がでましたが、その中でも、路線バスは早期に復旧したものの、JR八戸線は現在も一部区間で運休の状況にあり、広域的な人の流れに支障をきたしています。

今後は、市街地の整備に当たっては、最低限市民の生命を守るという考えのもと、津波等に対する防災力の強化を図るとともに、当市のさらなる発展に向けた機能強化の面も含め、海岸・河川、道路、公園、下水道、公共交通等の復旧整備を進めることが必要となっています。あわせて、北東北の国際物流拠点として、八戸港の港湾施設の整備促進と防災力の強化を図ることが必要となっています。

(4) 防災体制

今回の大震災は、避難所の運営、特に避難所生活の長期化に伴う避難者へのケアや、物資の備蓄、災害時の広報などの防災体制をはじめ、停電や燃料不足など、エネルギーの供給体制にも大きな教訓を残しました。

また、ボランティアや地域づくり活動、当市とゆかりのある市町村などとの広域的な地域連携の重要性を実感し、震災の被害を最小限に抑えるためには、行政をはじめ、市民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関など、それぞれの主体が災害への対応力を高め、協働のまちづくりを実践することが大切であることも再認識されました。

今後は、今回の大震災の経験・教訓を生かし、地域の防災力の強化を図るため、地域防災計画の検証・見直し等による防災体制の強化や、再生可能エネルギーの導入等による災害に強いエネルギーの供給体制の構築、市民力を生かした災害に強い地域づくりを進めるとともに、全市的に復興の気運を高め、一丸となって創造的復興を目指すことが課題となっています。

2. 施策の基本方向

上記の現状と課題を踏まえ、「被災者の生活再建」、「地域経済の再興」、「都市基盤の再建」、及び「防災力の強化」の4つの項目を施策の基本方向に掲げ、次によりそれぞれの施策を推進します。

(1) 被災者の生活再建

1日でも早く震災前の安定した暮らしを実現するため、被災者の視点に立ち、生活全般にわたって市民の安全・安心を確保するよう、以下の項目に取り組み、被災者の生活再建を目指します。

- ① 被災者が各種支援制度を円滑に利用できるよう、関係機関との連携のもと相談窓口の設置、生活資金の支給や貸付、児童・生徒の就学支援、税・手数料等の減免等により、被災者の生活支援の充実を図ります。
- ② 被災者の安定した生活基盤を確保するため、住宅の復旧や再建への支援と公営住宅などの一時入居住宅の提供により、被災者の住宅の確保を図ります。
- ③ 大震災の影響により雇用状況が悪化する中、職を失った被災者等の経済的自立を図るため、緊急雇用の創出や事業者への雇用支援、離職者等への職業訓練等により、雇用対策の強化を図ります。
- ④ 市民のより安全・安心な生活を確保するため、医療体制の整備、健康づくりの促進、要援護者に対する支援等により、医療・保健・福祉の充実を図るとともに、がれき処理の推進や環境モニタリング等により生活環境の充実を図ります。

(2) 地域経済の再興

将来の発展に資する技術革新を見据え、より災害に強い産業の形成と企業活動の促進を図るため、以下の項目に取り組み、地域経済の再興を目指します。

- ① 水産基地として漁船、漁港、市場、加工流通の各分野における早期機能復旧と東日本の水産業全体の復興に寄与する産業モデルの構築により、日本の水産食料基地として水産業の再興を図ります。
- ② 農地及び農林畜産業施設の早期復旧を図り、土壌診断や栽培調査、金融支援策等の経営支援等を実施することにより、地域特性を生かした農林畜産業の再興を図ります。

- ③ 大震災の影響により、厳しい経営状況にある企業への速やかな各種支援策の展開や、企業誘致活動、ポートセールス等の推進により、北東北における産業拠点として企業活動の再興を図ります。
- ④ 被災した観光施設の早期復旧に取り組むとともに、種差海岸の国立公園編入を起爆剤に、新たな観光資源の開発と広域的連携を視野に入れた観光誘客宣伝の強化を図ります。また、地域経済の復興に向けた各種イベントの開催や情報発信等を通じて、商業・サービス業の活性化を図ります。
- ⑤ 放射性物質に対する監視体制の強化、地場産品に関する適切な安全情報の発信等を通じ、産業全般にわたる風評被害の防止に努めます。

(3) 都市基盤の再建

津波等の災害に強い市街地の整備を進めるとともに、八戸港の復旧・整備を図るため、以下の項目に取り組み、都市基盤の再建を目指します。

- ① 市街地の整備に当たっては、最低限市民の生命を守るという考えのもと、被害をできるだけ最小にする「減災」の視点に立って、ハード・ソフト両面から震災対策の強化・充実を図ります。
- ② 北東北の地域経済を支える国際物流拠点港として、八戸港の整備促進と防災力の強化を図ります。
- ③ 津波対策の強化を図るため、市民の生命・財産を守る重要な国土保全施設である海岸や河川の復旧整備を推進します。
- ④ 災害時における迅速かつ円滑な避難と安全を確保するため、避難路となる道路網や避難先となる公園・緑地の整備、建物の耐震化等を推進します。
- ⑤ 災害時における円滑な人の移動や物資の流通を確保するため、バスや鉄道等の公共交通の利便性向上と災害時の対応力の強化を図ります。

(4) 防災力の強化

今回の大震災の経験・教訓を生かし、防災体制の強化や、災害に強いエネルギー供給体制の構築、市民力を生かした災害に強い地域づくりを促進するため、以下の項目に取り組み、防災力の強化を目指します。

- ① 地域における防災力の強化を図るため、地域防災計画の検証・見直しなど、総合的かつ計画的な防災体制の強化を図ります。
- ② 平常時における防災訓練や防災教育の充実により、災害に対する備えを充実させるとともに、災害時における広報体制の強化と避難所等の整備により、災害応急体制の充実を図ります。
- ③ 水やエネルギー等のライフラインの強化を図るとともに、スマートグリッドをはじめとする各種技術の開発動向を見据えつつ、省エネルギー対策の充実や再生可能エネルギーの導入促進により、災害に強いエネルギーの供給体制の構築を進めます。
- ④ ボランティア活動や地域づくり活動など、市民力を生かした復旧・復興を進めるとともに、文化・スポーツの振興や、さまざまなイベントの開催などを通して、復興に向けた全市的な気運の醸成を図ります。
- ⑤ これまで培ってきた広域連携の実績を生かし、圏域内外との連携強化により、当市並びに当市とゆかりのある市町村の創造的復興を推進します。

第3 復興施策

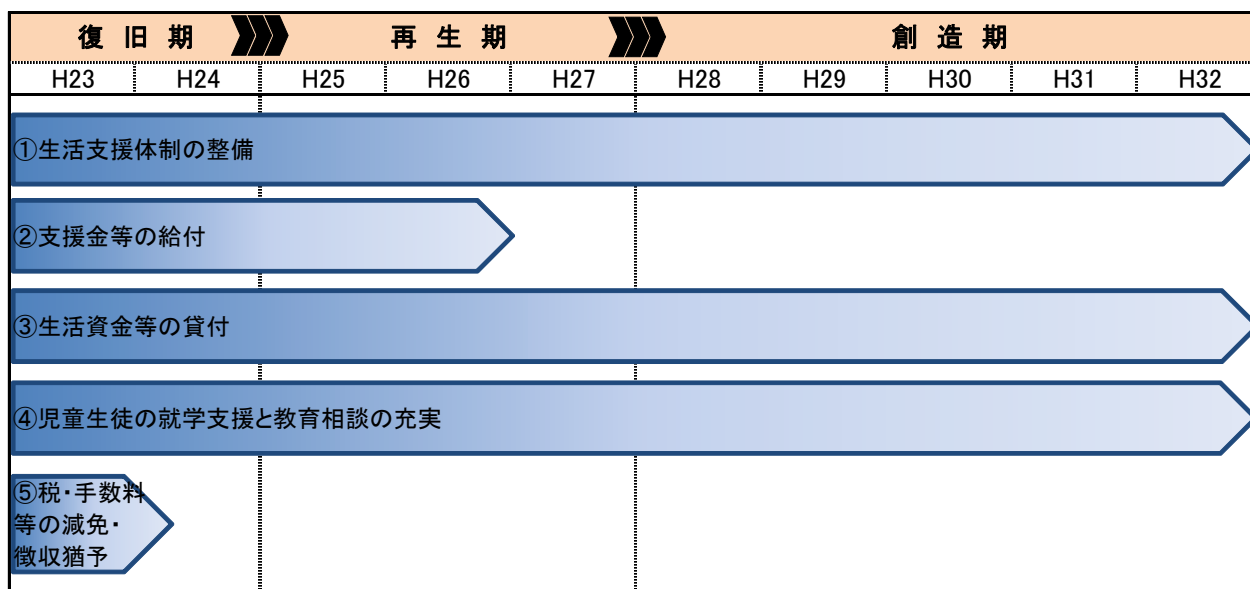
1. 被災者の生活再建

(1) 生活支援の充実

【施策の内容】

- ① 被災者等に対するきめ細やかな生活支援体制の整備
- ② 各種支援金や義援金等の給付
- ③ 援護資金や各種生活資金等の貸付
- ④ 被災した児童・生徒に対する就学支援と教育相談の充実
- ⑤ 税・手数料等の減免・徴収猶予

【施策の工程】



【事業一覧】

①生活支援体制の整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
被災者総合相談窓口の設置	・被災者の生活支援や各種支援制度の申請受付の各担当職員による総合相談窓口の設置	市	H22
避難所巡回相談	・り災証明書、被災者生活再建支援金、公営住宅一時入居の申請や被災家屋の安全性に関する避難所への巡回による相談	市	H22～23
避難所健康相談	・避難所における保健師や心のケアチーム等による心と体の健康相談	県・市・八戸赤十字病院	H22～23
避難所医療チームの巡回	・避難所におけるボランティアの医療チームによる巡回	医師会・医療機関等	H22～23

災害ボランティアセンターの開設	・ボランティア受入れや被災者等からのニーズの受付及びマッチングによる救援・復興支援活動への災害ボランティアの派遣	市・市社会福祉協議会	H22～23
避難世帯応援チームの結成	・避難世帯に対する地域担当職員によるワンストップでの相談受付サービス	市	H22～23
り災証明書の早期発行	・震災による家屋のり災程度の判定及びり災証明書の発行 ・事業用資産、家庭用資産等の被害に関する被害届出（証明）書の発行	市	H22～23
各種被災支援制度の受付事務のワンストップ化	・各種被災支援制度の申請に係るり災証明書等の添付書類の一括処理や申請情報の共有による申請受付事務のワンストップ化	市	H22～23
生活再建相談事業の実施	・震災による失業や収入の減少により債務の返済が困難になった市民を対象に関係機関が一堂に参集した無料の生活再建相談会の実施	市・関係機関	H23
個人の二重ローン問題への支援	・震災の影響により弁済不能となった個人の既往債務整理に対する第三者機関による支援	国・関係機関	H23～

②支援金等の給付

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
被災者生活再建支援金の給付(再掲)	・被災者生活再建支援法に基づき住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を給付（基礎支援金：全壊 100 万円、大規模半壊 50 万円 加算支援金：建設・購入 200 万円、補修 100 万円（複数世帯の場合））	国・県	H22～26
生活必需品の給付	・災害救助法に基づき、応急的に日常生活を営むことが困難な世帯への生活必需品の給付	市	H22～23
災害見舞金の支給	・市内被災者に対する生活支援として義援金を受け入れし、災害見舞金として支給	市	H22～23
県等義援金の支給	・県及び日本赤十字社等に寄せられた義援金の支給（一次配分：死者・行方不明者 100 万円、住宅全壊 100 万円、住宅半壊 50 万円）	国・県・義援金受入団体	H22～23

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された自然災害により死亡した者の遺族又は行方不明となった者の家族への弔慰金の支給 ・重度の障がいを受けた者への見舞金の支給 	市	H22～23
-------------------	---	---	--------

③生活資金等の貸付

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害援護資金の無利子貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された自然災害により負傷又は住居、家財が被害を受けた世帯への資金の無利子貸付 	県・市	H22～29
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭や寡婦を対象とした、経済的自立と生活の安定を図るための事業資金、修学資金、生活資金、住宅資金等の貸付 ・被災者に対する据置期間の延長や、償還金の支払猶予などの実施 	県	H22～
生活福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方への緊急小口資金の貸付 	社会福祉協議会	H22～

④児童・生徒の就学支援と教育相談の充実

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
被災児童・生徒への学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく、被災児童・生徒への学用品の給与 	県	H22～23
小・中・特別支援学校への転入学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の児童・生徒の市内小・中学校及び特別支援学校への転入学等の弾力的かつ迅速な受け入れ 	県・市	H22～23
被災児童・生徒の就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により就学困難と認められる市内の小中学校に在籍している児童生徒の保護者への就学に必要な援助費の支給及び相談 	市	H23
県立高校の入学料免除	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生徒に対する県立高校の入学料の全額免除 	県	H23
私立高校の授業料軽減事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高校に対する就学支援金として、震災により家計が急変した被災生徒の授業料等の月額最高 14,850 円の追加軽減支援措置の実施 	県・私立高校	H23
市奨学金の償還猶予及び申請要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・震災により家計が急変し、奨学金の償還が困難になった者への償還猶予 ・震災により住家が半壊以上の被害を受けた世帯に属する者の奨学金申請における所得要件の緩和 	市	H23～ H23

県等奨学金制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 青森県育英奨学育英奨学生等の高等学校等緊急採用の募集 日本学生支援機構の緊急採用・応急採用の募集 	県・学生支援機構	H23 H22～
子どもの心のケアに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談「うみねこ」への震災による心のケア相談窓口の開設 学校、保護者を対象とした「心のケア学習会」の開催 「心のケア」リーフレットの作成 	市	H22～
緊急スクールカウンセラー等の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 国公立の幼小中高等学校等へのスクールカウンセラー（臨床心理士等）の派遣による、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等の実施 	県	H22～23

⑤税・手数料等の減免・徴収猶予

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市税の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に課税される個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の災害で受けた損害の程度に応じた減免及び徴収猶予 	市	H23
保育料の減免	<ul style="list-style-type: none"> 被災者世帯における保育所入所児童の保育料の減免 	市	H23
保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月分及び平成 23 年度の後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の減免、徴収猶予 	市	H22～23
利用料等の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月分及び平成 23 年度の介護保険の利用者負担金、障がい者福祉サービス、自立支援医療等の利用者負担金の減免、徴収猶予 平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までの医療機関の窓口負担金の減免、徴収猶予 	市・青森県後期高齢者医療広域連合 ・医療機関	H22～23
下水道使用料等の減免・納期延長及び受益者負担金等の徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の減免に準じて、被災者の被害状況に応じた下水道使用料等の減免 最終納期が 3 月から 5 月に到来する下水道使用料等の納期の最長で 3 月の延長 被災者の平成 23 年度分の下水道事業受益者負担金等の 1 年間の徴収猶予 	市	H22～23

被災者に係る各種証明手数料の減免等	<ul style="list-style-type: none"> 被災支援申請に係る証明手数料、建築確認申請手数料、固定資産証明（減失証明）手数料の減免 県の権利利益の保全等の特別措置に関する条例等による特別措置 	県・市	H22～23
国税の減免、申告・納付期限の延長等	<ul style="list-style-type: none"> 避難者に対する国税の申告・納付期限の個別延長、納税の猶予 平成 22 年分又は平成 23 年分の申告所得税の雑損控除又は災害減免法による減免 	国	H22～23
県税の減免、申告・納付期限の延長等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度の個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免及び県税の申告・納付等の期限の延長 	県	H23
公共料金の減免、支払い期限の延長等	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の被害状況に応じた水道・電気・ガス料金、NHK 受信料の減免、支払い期限の延長 水道・電気・ガスの復旧工事費負担金等の免除 	関係事業者	H22～23
市営バス運休に伴う定期券の払戻し	<ul style="list-style-type: none"> 市営バスの運休に伴う定期券購入者への定期券の払戻し 	市	H23

【国・県への要望】

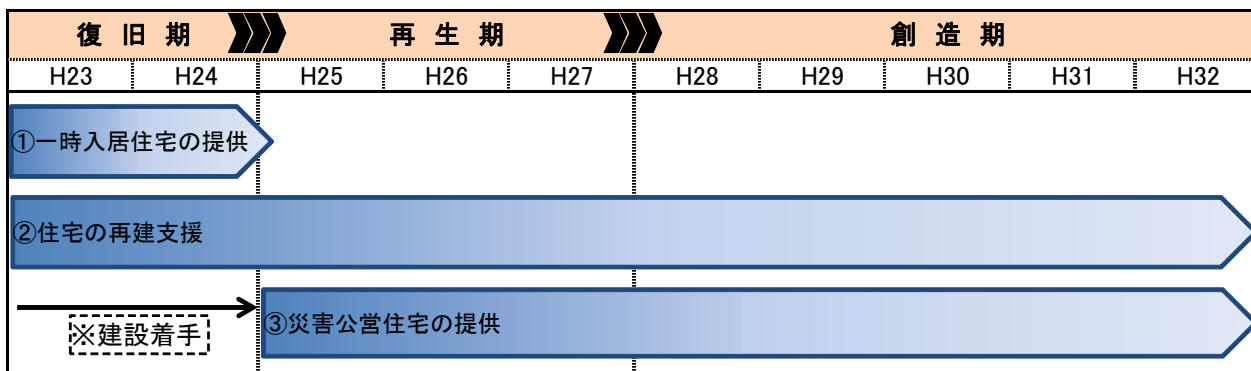
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の適用対象の拡充 [国]
- 介護保険及び国民健康保険に係る財政支援 [国]

(2) 住宅確保の支援

【施策の内容】

- ① 公営住宅や民間宿泊施設等の活用による一時入居住宅の提供
- ② 被災住宅の新築、修繕等に対する支援金の給付や資金の貸付等による住宅の再建支援
- ③ 住宅再建のめどが立たない被災者等を対象とした災害公営住宅の提供

【施策の工程】



【事業一覧】

①一時入居住宅の提供

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
民間宿泊施設への受入	・長期に渡る避難所生活の解消に向けた民間の宿泊施設における食事や宿泊サービスの提供	市	H23
公営住宅等の提供	・震災により居住する住宅のない方や福島原発事故に伴う避難指示地域等に居住していた方を対象に一時入居住宅として市・県営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舍の提供	国・県・市	H23～24
公営住宅等の避難者受入整備	・被災者の公営住宅等の一時入居における空き部屋の修繕及び生活に必要な設備の整備	市	H23～24

②住宅の再建支援

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
住宅の応急修理制度の実施	・災害により半壊又は大規模半壊の被害を受けた住宅の応急修理に要した費用の支援	市	H22～23
被災家屋の安全性に関する相談	・被災家屋の安全性に関する相談に対する助言	市	H22～23
被災者生活再建支援金の給付(再掲)	・被災者生活再建支援法に基づき住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を給付(基礎支援金: 全壊 100 万円、大規模半壊 50 万円 加算支援金: 建設・購入 200 万円、補修 100 万円(複数世帯の場合))	国・県	H22～26

災害復興住宅融資の実施	・被災した住宅の復旧のための建設資金、購入資金又は補修資金の融資及び既存ローンの返済猶予等	住宅金融支援機構	H22～
青森県安全安心住宅リフォーム促進事業（再掲）	・被災住宅の改修など、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅リフォームの支援	県	H23

③災害公営住宅の提供

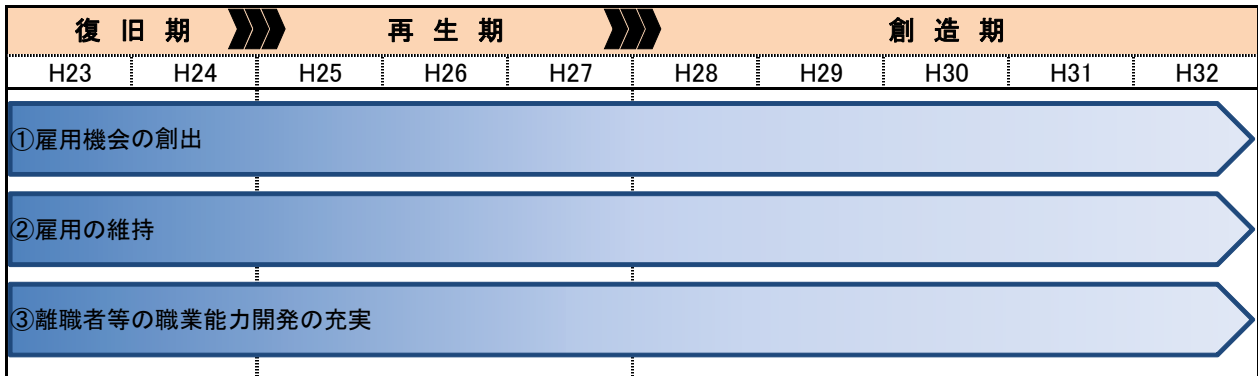
事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害公営住宅の整備	・震災により住宅が滅失し、公営住宅等の一時入居期間終了後も住宅の再建ができない被災者の受け入れ先となる公営住宅の建設	市	H23～

(3) 雇用対策の強化

【施策の内容】

- ① 災害分野における緊急雇用や、新分野・成長分野における雇用機会の創出
- ② 経済団体・労働団体・ハローワーク等の関係機関との連携等による雇用の維持
- ③ 職業訓練等による離職者等の職業能力開発の充実

【施策の工程】



【事業一覧】

①雇用機会の創出

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急雇用創出事業の拡充	・緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用による災害分野の緊急雇用創出事業の追加実施（東日本大震災被災者等支援事業による市の補助員の雇用、避難者サポート業務、被災者支援の補助業務など）	市	H23
雇用奨励金の交付	・障がい者、高齢者、未就職新規高卒者などを雇用する事業主に対する奨励金の交付	市	H23～
青森県未来への挑戦資金の拡充	・新規学卒者等の雇用創出を図る企業に対する金融支援としての雇用創出特別支援枠の実施期間の6月末までの延長 ・震災による離職者等を雇用する企業に対する金融支援としての震災離職者雇用支援枠の創設	県	H22～
無料職業紹介事業の実施	・震災による離職者等への雇用支援アドバイザーによる相談及び職業紹介	市	H23～
県発注公共工事における緊急雇用対策の実施	・県発注工事の総合評価競争入札及び工事成績評定における被災者雇用実績の評価 ・県発注公共工事の早期発注の促進	県	H23～24

八戸市雇用創出戦略ビジョンの推進	・今後成長分野として期待できる医療福祉・環境・農水産業などの分野における雇用創出戦略ビジョンの推進	市	H23～
------------------	---	---	------

②雇用の維持

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
経済雇用連絡協議会の運営	・関係機関による震災の影響を受けた事業主や従業員に関する情報等の収集・共有及び国の経済雇用対策の効果的な活用等に関する協議	市	H23～
雇用調整助成金の支給	・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の雇用維持費用の一部助成 ・地震被害の経済上の理由による事業活動縮小の程度の確認期間を最近3か月から最近1か月への短縮 ・支給限度日数を1年間最大300日利用可能とする特例措置の実施 ・被保険者期間が6か月未満であっても助成対象とする暫定措置の延長	国	H23～

③離職者等の職業能力開発の充実

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
フロンティア八戸職業訓練助成金制度の実施	・若年未就職者の早期就職を図るための職業訓練経費の助成	市	H23～
技能者養成に対する補助	・職業訓練法人等に対する運営費の一部助成	市	H23～
職業訓練コースの新設	・復旧事業において必要となる建設機械等の資格取得のための職業訓練の実施	県立八戸工科学院	H23

【国・県への要望】

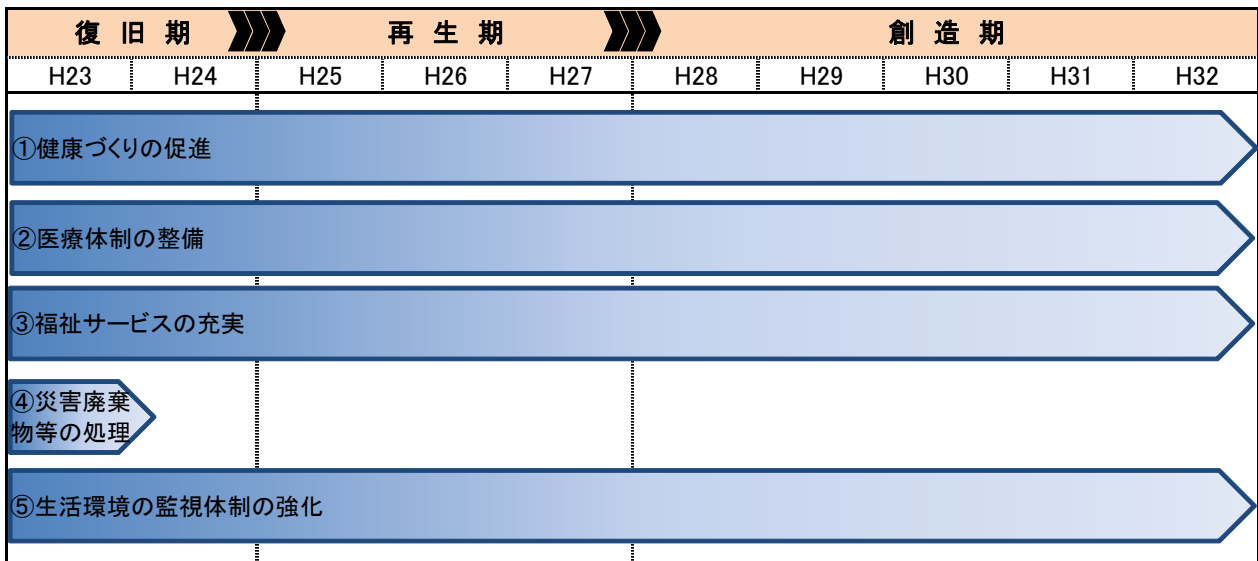
- 緊急雇用対策の充実強化による雇用の維持・創出 [国]

(4) 暮らしの安心確保

【施策の内容】

- ① 被災者をはじめとする市民の心と体の健康づくりの促進
- ② ドクターヘリやドクターカーの拡充等による救急医療体制の強化と災害時における地域医療体制の整備
- ③ 各種福祉サービスの災害特例の実施と災害時における地域福祉の充実
- ④ 家屋の解体等により発生した災害廃棄物等の処理
- ⑤ 福島第一原子力発電所の事故等に対応した生活環境の監視体制の強化

【施策の工程】



【事業一覧】

①健康づくりの促進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
心と体の健康支援	・保健師や心のケアチーム等の訪問や相談による被災者の心身の健康支援	県・市	H22～
【復興】八戸市環境・健康フェスタの開催	・震災復興の気運醸成や環境意識及び健康啓発のための講演会、環境・健康展、健康相談などのイベントの開催	市	H23

②医療体制の整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
ドクターカーの運行	・市立市民病院におけるドクターカーの配備・運行	定住自立圏 8市町村等	H23～
総合保健センターの整備（再掲）	・災害時に保健・医療活動の拠点となる総合保健センターの整備	市・関係機関	H23～

災害時の地域医療体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における関係機関の連携など地域医療体制の検討 ・休日夜間急病診療所への非常用発電機の設置 	市・八戸市医師会	H23～
---------------	---	----------	------

③福祉サービスの充実

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
児童扶養手当等の災害特例	・災害により住宅や家財等に損害を受けた者に対する児童扶養手当の所得制限の撤廃による全額支給	国・市	H23～24
各種サービスの申請期間の延長等	・3月31日までとしていた中学校卒業遺児の保護者に対する祝金の申請期間の延長など必要に応じた各種サービスの申請期間の延長等の配慮	市	H22～23
災害時要援護者支援事業の推進（再掲）	・ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要援護者に対する災害時における支援体制の整備・推進	市	H23～
乳幼児等医療費助成事業の災害特例	・災害により住民税の減免を受けた世帯に対する震災から平成24年6月診療分までの中学生以下の子どもの医療費の助成	市	H23～24

④災害廃棄物等の処理

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
被災建物等の解体・運搬支援	・市内の被災した家屋や中小企業所有の建物の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の運搬に要する費用の負担	市	H23
災害廃棄物の収集運搬処理	・災害廃棄物の市内5か所の仮置場や清掃工場への収集運搬処理	市	H23
津波被害によるし尿汲み取り料金の支給	・津波により床上浸水以上の被害を被った世帯に対するし尿汲み取り料金の支給	市	H23

⑤生活環境の監視体制の強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
水浴場の放射線物質測定（再掲）	・白浜海水浴場、蕪島海水浴場における海水、砂浜の放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134・137 の測定及び結果の公表	県・市	H23

大気環境中のアスベスト濃度調査の実施	・被災地周辺 7 地点及び災害廃棄物仮置場周辺 10 地点における大気中アスベスト濃度の調査及び結果の公表	国・県	H22～
市庁敷地内放射線量モニタリングと公表（再掲）	・原子力施設周辺及び青森市、弘前市、八戸市（計 22 か所）における空間放射線量率の測定及び結果の公表 ・降下物、上水調査の追加によるモニタリングの強化	県	H22～
公共用水域の緊急モニタリング調査	・震災により甚大な被害を受けた 5 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の公共用水域の健康影響や環境汚染に関する緊急モニタリング調査の実施及び結果の公表	国	H23
浄水場の放射性物質モニタリングと公表（再掲）	・白山浄水場浄水、三島浄水場浄水における放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 137 の測定及び結果の公表	八戸圏域水道企業団	H23～
災害廃棄物の放射線量測定	・市内 5 か所の災害廃棄物仮置場における放射線量の測定	市	H23～
下水道汚泥の放射性物質測定	・東部終末処理場における放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134・137 の測定	市	H23～

【国・県への要望】

- ドクターヘリの 2 機目の導入 [県]
- がれき等災害廃棄物の撤去・処理にかかる経費への支援 [国]

2. 地域経済の再興

(1) 水産業の再興

【施策の内容】

- ① 八戸漁港、魚市場、ハサップ対応型荷さばき施設等の水産業を支える基盤の早期復旧
- ② 各種支援策の推進による漁業の再建
- ③ 各種支援策の推進による水産加工業の再建
- ④ わが国における水産食料基地としての拠点性の強化

【施策の工程】

復旧期		再生期			創造期				
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①八戸漁港、魚市場、ハサップ対応型荷さばき施設等の水産業を支える基盤の早期復旧									
②各種支援策の推進による漁業の再建									
③各種支援策の推進による水産加工業の再建									
④わが国における水産食料基地としての拠点性の強化									

【事業一覧】

①水産基盤の早期復旧・整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
魚市場の災害復旧・整備	・第1～第3魚市場の施設・設備復旧 ・衛生管理高度化施設（ハサップ対応型荷さばき施設・閉所型荷さばき施設等）の施設・設備復旧及び整備	国・県・市	H22～24
水産会館の災害復旧	・津波により全損した1階各室の施設・設備復旧	市	H22～23
共同利用施設災害復旧の支援	・漁船修理施設、漁業用作業保管施設等に係る災害復旧事業への補助	国・県	H23
八戸漁港館鼻地区防波堤の復旧	・港内静穏度のための防波堤復旧 ・波浪からの漁港用地保護のための護岸復旧	国・県	H23
八戸漁港航路・泊地の復旧	・漁船の出入港の安全確保のための航路・泊地の支障物撤去	国・県	H23～24

八戸漁港係留施設の復旧	・水産物の陸揚げのための岸壁、物揚場、船揚場の復旧	国・県	H23～24
第一種漁港（白浜、深久保、種差、大久喜、金浜）の復旧	・第一種漁港の復旧による航路、泊地の安全確保	国・市	H23

②漁業の再建

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
漁船登録手数料・漁港施設占用料の減免	・漁船登録手数料・漁港施設占用料の減免を実施	県	H23～24
共同利用漁船等復旧支援対策事業	・共同利用による漁船建造、定置網再建への支援	国・県・市	H23
漁業者・漁協等の復旧のための金融支援	・生産基盤に直接被害を受けた漁業者の資金借入に対する利子及び債務保証料の助成	国・県	H23～
沿岸漁業者緊急機能回復事業	・漁協が漁業者を雇用し、沿岸漁場の支障物除去等を実施	国・県	H23
さけ・ます生産施設復旧の支援	・流失した魚止め装置等の復旧経費への補助	国・県	H23
コンブ養殖施設復旧の支援	・被災した個人養殖施設の復旧経費への補助	国・県	H23

③水産加工業の再建

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
経営安定化サポート資金の拡充（再掲）	・事業用資産に直接被害を受けた事業者を対象に「災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」を創設 ・間接被害の影響を受けた事業者を対象に「中小企業経営安定枠」を創設	県	H22～
中小企業災害復旧資金の利子補給（再掲）	・青森県経営安定化サポート資金「災害復旧枠」に係る利子の全額補給	県・市	H22～
中小企業災害復旧資金保証料の補助（再掲）	・青森県経営安定化サポート資金「災害復旧枠」に係る信用保証料の全額補給	県・市	H22～
【復興】水産加工品展示会の開催（再掲）	・復興をテーマにした「はちのへ水産加工品展示会」の開催	県・市・商工会議所・はちのへ水産加工品展示会運営協議会	H23～

水産加工品のブランド化の推進	・イカ・サバのブランド化の推進	市・水産関係団体等	H23～
経営健全化対策資金利子補給補助金（再掲）	・経営健全化対策資金（原油高騰等経済変動の影響を受けた中小企業者対象）の融資を受けた中小企業者に対する利子補給（3年間）	市	H22～25
中小企業振興補助金（再掲）	・八戸市中小企業振興条例に基づく中小企業の高度化等に対する助成	市	H23～
中小企業振興資金（再掲）	・商工組合中央金庫への中小企業組合等に対する融資制度原資の預託	市	H23～
被災事業者の復旧支援（再掲）	・仮設事務所、仮設工場の整備 ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ化による事業用施設の復旧・整備への補助）	国・県・市・中小企業基盤整備機構	H23

④水産食料基地としての拠点性の強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
水産復興ビジョンの策定・推進	・生産・流通・加工の各分野における早期復旧策の検討及び水産業復興に向けた長期ビジョンの策定と推進	県・市・水産関係団体等	H23～
八戸地域プロジェクト（収益性の高い漁船漁業の確立）の推進	・省エネ、省力化、高度な品質管理手法の導入等により、収益性向上が見込まれる新たな操業体制への転換促進	国・県・市・八戸漁業指導協会・漁業協同組合	H23～
漁船誘致の推進	・カツオやサンマ等の新たな漁船誘致による他の被災地域の漁業再建支援	市・卸売業者	H23～
水産加工業における被災地域との連携	・他地域の被災企業からの受託による OEM 生産	民間	H23～
海外輸出に向けた加工場整備・加工品開発	・対 EU 輸出基準に対応した加工場の整備、加工品の開発	民間	H24～

【国・県への要望】

- 水産物海外輸出基準の見直し [国]
- 魚市場の整備に対する財政措置 [国]
- 「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の拡充 [国・県]
- 「中小企業等復旧・復興支援事業」の拡充 [国・県]
- 水産加工品のブランド化の推進に対する財政措置 [国・県]
- 対 EU 輸出基準対応の加工場整備・加工品開発への財政措置 [国・県]

(2) 農林畜産業の再興

【施策内容】

- ① 被災した農地、農業用施設、園芸施設等の農業基盤の復旧
- ② 各種支援策の推進による農林畜産業の再建
- ③ 地域特性を生かした農林畜産業の振興
- ④ 南郷区におけるグリーンツーリズムの推進

【施策の工程】

復旧期		再生期			創造期				
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①農地、農業用施設、園芸施設等の農業基盤の復旧									
②各種支援策の推進による農林畜産業の再建									
③地域特性を生かした農林畜産業の振興									
④南郷区におけるグリーンツーリズムの推進									

【事業一覧】

①被災した農業基盤の復旧

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
水田等塩害防止対策の実施	・除塩用石灰質資材購入経費への補助	県	H23
東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業	・除塩、土地改良による農地復旧	県	H23
農業用施設（農地等）災害復旧の実施	・洗屈、崩壊等の被害があった農業用施設の復旧	市	H23
被災園芸施設復旧の支援	・被災園芸施設の復旧に対する補助	国	H23

②各種支援策の推進による農林畜産業の再建

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
農業経営再建のための金融支援	・セーフティネット資金、近代化資金等の融資を受けた農業者に対する利子全額補給及び債務保証料の全額補助	国	H23～
被災農家経営再開支援事業	・生産が困難になった被災農業者が共同で行う復旧作業等の経費に対する補助	国・県・市	H23

担い手育成総合支援事業の実施	・効率的で安定した農業経営を目指す農業者の育成・確保	県・市	H23～
新規就農希望者や農業分野進出企業への総合的な起農支援	・新規就農者、農業分野進出企業に対する栽培技術、金融、施設整備等の支援	県・市	H23～

③地域特性を生かした農林畜産業の振興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市川いちご復興プロジェクトの推進	・農地の塩分濃度の定期的測定、浸水農地の土を使った栽培調査により、栽培再開を支援	市	H23
農業新ブランドの育成	・はちのへ産野菜のブランドの確立に向けたフォーラムの開催等	市	H23～
環境保全型農業の普及促進	・エコファーマー等認定申請手続き説明会の開催 ・環境保全型農業の周知活動	県・市	H23～
高等教育機関との連携による農業経営者の育成	・高等教育機関との連携による生産・販売・情報発信を実践できる農業経営者の育成	市・八戸大学・営農大学校	H23～
畜産業振興事業	・青森県畜産共進会等に出品する費用の補助 ・市が計画的に購入した肉用繁殖雌牛の農業者への貸付 ・畜産振興のための環境整備 ・畜産業の集積に向けた県及び畜産関係団体の連携強化	市	H23～
八戸港の飼料コンビナートの拡充の検討	・畜産業振興の要となる八戸港の飼料コンビナートの拡充の検討	県・市・民間	H24～
食品加工関連企業の誘致	・八戸港及び畜産業の振興につながる食品加工企業の誘致	市	H23～
畜産バイオマス利用による発電等の事業化の促進（再掲）	・企業畜産の規模拡大及び新規拡大に伴い発生する家畜排せつ物を活用した発電等の事業化に対する支援	市・民間	H24～
木質バイオマス利活用の可能性の検討（再掲）	・災害廃棄物や間伐材等の木質バイオマスを利用したエネルギー供給事業の可能性の検討	国	H23～

④南郷区におけるグリーンツーリズムの推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
グリーンツーリズムの推進	・パンフレット作成等による観光農園のPR ・受入体制整備のための研修会等の実施	市・南郷観光農業振興会	H23～

【国・県への要望】

- 被災農業者に対する支援 [国・県]
 - ・被災農業者の施設等の復旧に向けた補助制度及び被災農業者に対する無利子融資制度の充実と継続
- 生産基盤改良支援に対する補助制度の拡充 [国・県]
- ブランドの確立・担い手育成支援等の農業経営振興施策に対する財政措置 [国・県]
- 畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和・見直し [県]
- 畜産バイオマス有効利用に向けた廃棄物処理法及び関係法令許認可手続きの緩和 [国・県]
- 畜産バイオマス利用による発電等の事業化に対する財政措置 [国]
- 飼料コンビナート拡充のための各種支援 [国・県]

(3) 企業活動の再興

【施策内容】

- ① 被災事業者に対する再建支援
- ② 中小企業に対する経営支援
- ③ 復興に向けた企業誘致活動やポートセールスの強化
- ④ 災害がれきの再資源化等による環境リサイクル産業の振興

【施策の工程】

復旧期		再生期			創造期				
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①被災事業者に対する再建支援									
②中小企業に対する経営支援									
③復興に向けた企業誘致活動やポートセールスの強化									
④災害がれきの再資源化による環境リサイクル産業の振興									

【事業一覧】

①被災事業者に対する再建支援

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
貿易支援施設入居の促進	・被災により移転入居した貿易関連事業者への賃料・共益費に対する補助	市	H23～
テクノフロンティア入居企業への支援	・被災により入居した事業者への賃料補助	市	H23～24
被災事業者の復旧支援（再掲）	・仮設事務所、仮設工場の整備 ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ化による事業用施設の復旧・整備への補助）	国・県・市・中小企業基盤整備機構	H23
被災事業者の再建支援	・震災被害により廃業した中小企業が新たに事業開始する場合の日本政策金融公庫による低利・長期融資	日本政策金融公庫	H23～

②中小企業に対する経営支援

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
中小企業特別保証制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内金融機関への市融資制度原資の預託 ・融資を受ける中小企業者に対する信用保証料の全額補給 	市	H23～
経営安定化サポート資金の拡充（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用資産に直接被害を受けた事業者を対象に「災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」を創設 ・間接被害の影響を受けた事業者を対象に「中小企業経営安定枠」を創設 	県	H22～
中小企業災害復旧資金の利子補給（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県経営安定化サポート資金「災害復旧枠」に係る利子の全額補給 	県・市	H22～
中小企業災害復旧資金保証料の補助（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県経営安定化サポート資金「災害復旧枠」に係る信用保証料の全額補給 	県・市	H22～
非自動はかり等の定期検査手数料等の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した検査対象者に対する検査手数料等の免除 	市	H23
経営健全化対策資金利子補給補助金（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・経営健全化対策資金（原油高騰等経済変動の影響を受けた中小企業者対象）の融資を受けた中小企業者に対する利子補給（3年間） 	市	H22～25
中小企業振興補助金（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市中小企業振興条例に基づく中小企業の高度化等に対する助成 	市	H23～
中小企業振興資金（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・商工組合中央金庫への中小企業組合等に対する融資制度原資の預託 	市	H23～
資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興特別貸付の新設 ・東日本大震災復興緊急保証の新設 	日本政策金融公庫・商工中金・信用保証協会	H23

③企業誘致活動・ポートセールスの強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
【復興】企業誘致セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・復興をテーマとした首都圏等における企業誘致セミナーの開催 	市・八戸市企業誘致促進協議会	H23～

【復興】ポートセールスの展開（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問などによる復興をテーマとしたポートセールス活動の実施 ・国内外における復興をテーマとしたポートセミナーの開催 	市・八戸港国際物流拠点化推進協議会	H23～
八戸ブランド流通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランドのイメージ強化に向けたイベント開催等の費用の一部助成 	市	H23～
海外販路拡大事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展示会へのブース出展及び支援 ・バイヤーとのマッチング 	市・八戸国際物流拠点化推進協議会	H23～
海外経済交流事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアとの貿易拡大を目指した経済交流の促進 ・北米地域との貿易拡大を目指した経済交流の促進 	県・市	H23～

④環境リサイクル産業の振興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害がれきの再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害がれきの市内鉄鋼業者等による原材料としての受入、再資源化 	市・民間	H23
県外からのがれき受入・再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体から災害がれき等を受入、リサイクル関連企業により再資源化 	市・民間	H23～

【国・県への要望】

- 被災事業者に対する支援 [国・県]
 - ・被災事業者に対する一時支援金の創設
 - ・被災事業者に対する国税等の免除、優遇税制及び地方財政措置の実施
 - ・被災事業者に対する社会保険料事業者負担分の免除
 - ・被災事業者及び被災により影響を受けている事業者に対する無利子融資制度の創設
 - ・被災事業者に係る二重ローン対策の推進
- 「あおもリエコタウンプラン」の推進による環境・エネルギー産業の振興 [県]
- リサイクル製品の利用促進対策 [国・県]
- 企業誘致の促進 [県]
- 被災地域への企業立地に対するインセンティブ付与制度の創設 [国・県]
- 広域災害廃棄物の受入自治体に対する財政措置 [国]

(4) 観光・サービス業の再興

【施策の内容】

- ① 被災した観光関連施設の早期復旧
- ② (仮称)三陸復興国立公園の玄関口としての蕪島や種差海岸の整備
- ③ 北東北の復興に向けた観光誘客活動の推進
- ④ 復興キャンペーンや復興イベント等による商業・サービス業の活性化

【施策の工程】

復旧期		再生期				創造期			
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①被災した観光関連施設の早期復旧									
②(仮称)三陸復興国立公園の玄関口としての蕪島や種差海岸の整備									
③北東北の復興に向けた観光誘客活動の推進									
④復興キャンペーンや復興イベント等による商業・サービス業の活性化									

【事業一覧】

①観光関連施設の早期復旧

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
種差海岸砂浜清掃の実施	・白浜・蕪島海水浴場の災害ごみ撤去	市・ボランティア団体	H23
種差海岸被災施設立入禁止措置の実施	・被災した観光施設への立入禁止措置としてバリケード設置	市	H23
種差海岸観光関連施設の復旧	・白浜・蕪島海水浴場の施設復旧(トイレ・放送設備等) ・蕪島観光案内所・蕪島公衆トイレの解体撤去 ・中須賀遊歩道の改修工事 ・種差海岸トイレ、音声ガイダンスシステムの修繕	県・市	H23
ミニ山車修繕	・被災したミニ山車の修繕	市	H23
名勝種差海岸の保護	・景観復原と災害対策に関する有識者会議の開催	市	H23
史跡丹後平古墳群の擁壁修復	・地震によりき損した擁壁の修繕	市	H23
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地の保護	・地震により倒壊した天敵進入防止のためのフェンス修繕	市	H23

② 燕島・種差海岸の整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
種差海岸の国立公園編入の促進	・(仮称) 三陸復興国立公園への種差海岸編入の早期実現	市	H23
(仮称) 三陸復興国立公園燕島エントランス整備事業の推進	・編入が予定されている(仮称) 三陸復興国立公園の北の玄関口として相応しい空間としての燕島地区の再整備	市	H23～
種差海岸の環境美化・保全の推進	・種差海岸における樹木伐採、危険木調査、枯損木の撤去等による環境美化・保全の推進	市	H23～24

③ 観光誘客活動の推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
青森デスティネーションキャンペーンの実施	・東北新幹線全線開業に伴う観光キャンペーンの実施	県・JR 東日本	H23
定住自立圏観光プロモーション事業	・札幌市で開催される「函館・東北合同チャリティープロモーション」への参加	定住自立圏構成団体	H23
三陸・八戸観光キャンペーンの開催	・復興をテーマとした各種観光キャンペーンに対する、三陸海岸地域の市町村との共同参加	市・商工会議所・三陸沿岸自治体	H23～
いわてデスティネーションキャンペーンの実施	・復興をテーマとした観光キャンペーンの実施	岩手県・JR 東日本・市	H24
【復興】観光キャンペーン・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気をここから！“おんでやあんせ八戸” 観光復興キャンペーン」、「旅行商品造成担当者八戸招聘事業」等、復興の視点を加えた各種観光キャンペーン・イベントの展開 ・東アジア諸国を中心とした諸外国へ向けての観光PRの推進 ・大型客船誘致による観光PR ・復興をテーマとした首都圏や関西圏などでの物産展の開催（再掲） 	市・観光コンベンション協会・物産協会・はちのへ観光誘客推進委員会・商工会議所・三陸沿岸自治体	H23～
各種コンベンションの誘致	・学術・産業等のコンベンション開催を通じた復興のPRと誘客の促進	市・観光コンベンション協会・高等教育機関	H23～

「フィールドミュージアム八戸」の推進	・八戸市全体を屋根のない大きな博物館とし、自然、食などの観光資源を組み合わせることによる効果的な観光 PR の展開	市	H23～
八戸ポータルミュージアムを活用した観光の推進	・八戸の観光資源や旬な情報を題材とした展示 ・「はっち」を起点としたまちなかツアーの実施など	市	H23～
南郷ツーリズムの推進	・南郷での着地型旅行商品の開発	市・八戸観光コンベンション協会	H23
(仮称)三陸海岸ジオパーク構想の検討	・三陸海岸の特徴的地形を生かしたジオパーク(大地の公園)の認定・整備	市・民間	H23～

④商業・サービス業の活性化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
まち歩き推進事業の実施	・八戸ポータルミュージアムを拠点としたまち歩きを推進する各種イベントの開催	市	H23～
復興支援プロジェクト in はっち	・中心市街地における復興支援イベント開催	市	H23
「がんばるぞ八戸！東北を元気に」経済復興支援事業の推進	・元気UP！カードの配布 ・有償広告物販売 ・市内事業所の情報発信	商工会議所	H23
はちのへホコテンの開催	・中心市街地における復興支援イベント開催	市・民間	H23～
B u y はちのへ運動	・マスコットキャラクター等を活用した地元購買や地場産品愛用の促進に関する普及啓発活動の実施	B u y はちのへ作戦会議・民間・市民	H23～
八戸ポータルミュージアムからのイベント・情報の発信	・中心市街地における復興支援イベント開催 ・中心市街地に関する情報発信	市	H23～
イベント自粛の払しょく	・「八戸まちぐるのんべえクーポン」の販売等、商業、サービス業活性化のための各種イベント等の開催	市・商工会議所・観光コンベンション協会・民間	H23～
美術館連携事業の実施	・中心商店街との連携による美術館特別展の開催	市	H23～
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	・中心商店街の空き店舗等への新規出店者に対する改装費等の補助	市	H23～

【国・県への要望】

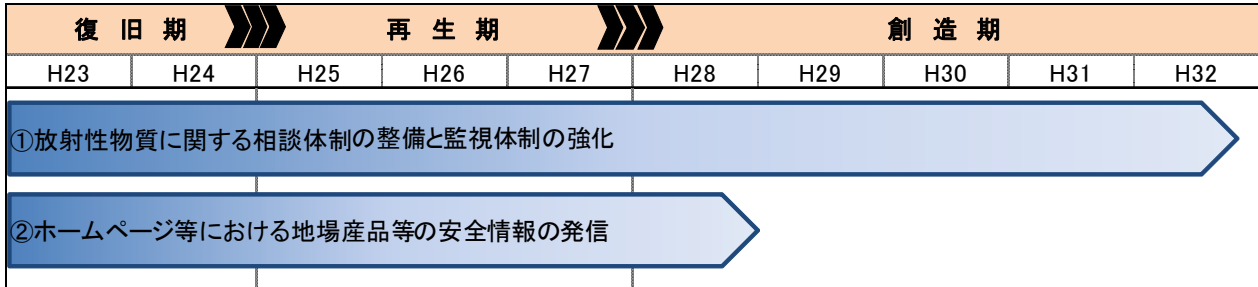
- 名勝・県立自然公園種差海岸の被災箇所等の施設整備の促進 [県]
- 名勝・県立自然公園種差海岸の（仮称）三陸復興国立公園への早期編入 [国]
 - ・種差海岸へのビジターセンターの整備
 - ・蕪島を起点とする種差海岸遊歩道の延伸・整備
- 中心市街地の活性化 [県]

(5) 風評被害の防止

【施策内容】

- ① 放射性物質に関する相談体制の整備と監視体制の強化
- ② ホームページ等における地場産品等の安全情報の発信

【施策の工程】



【事業一覧】

①相談体制の整備と監視体制の強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市庁敷地内放射線量モニタリングと公表（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物に関する風評被害防止のための空間放射線量率の測定及び結果の公表 ・降下物、上水調査の追加によるモニタリングの強化 	県	H23～
浄水場の放射性物質モニタリングと公表（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物に関する風評被害防止のための白山浄水場浄水、三島浄水場浄水の放射性物質放射性ヨウ素 I-131、放射性セシウム Cs-137 の測定及び結果の公表 	水道企業団	H23～
水浴場の放射線物質測定（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・白浜海水浴場、蕪島海水浴場における海水、砂浜の放射性ヨウ素 131・137 の測定及び結果の公表 	県・市	H23
農林水産物安全・安心モニタリング調査事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物、回遊性魚種・定着性魚種に対する定期的な放射性物質検査 	県	H23～
農林水産物安全・安心販売体制づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産事業者が自ら放射性物質検査を実施するための簡易型放射線測定機器の導入経費への補助 	県	H23～
県産牛を対象とした放射性物質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・県による県内4箇所（箇所）の食肉処理場での県産牛肉を対象とした放射性物質の全頭検査 ・民間による県外出荷の県産牛を対象とした放射性物質の検査 	県・民間	H23～

②地場産品等の安全情報の発信

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
農林水産物安全・安心モニタリング調査事業（再掲）	・農水産物に対する定期的放射性物質検査のホームページ上での公表	県	H23～
海外販路拡大事業（再掲）	・海外展示会へのブース出展及び支援 ・バイヤーとのマッチング	市・八戸国際物流拠点化推進協議会	H23～
【復興】水産加工品展示会の開催（再掲）	・復興をテーマにした「はちのへ水産加工品展示会」の開催	市・県・商工会議所・はちのへ水産加工品展示会運営協議会	H23～
【復興】物産展の開催（再掲）	・復興をテーマとした首都圏や関西圏などでの物産展の開催	市・八戸市物産協会等	H23～

【国・県への要望】

- 放射性物質検査証明書の発行に係る相談体制の整備と安全性の証明を行う機関の被災地域への設置 [国・県]
- 東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う風評被害対策 [国]

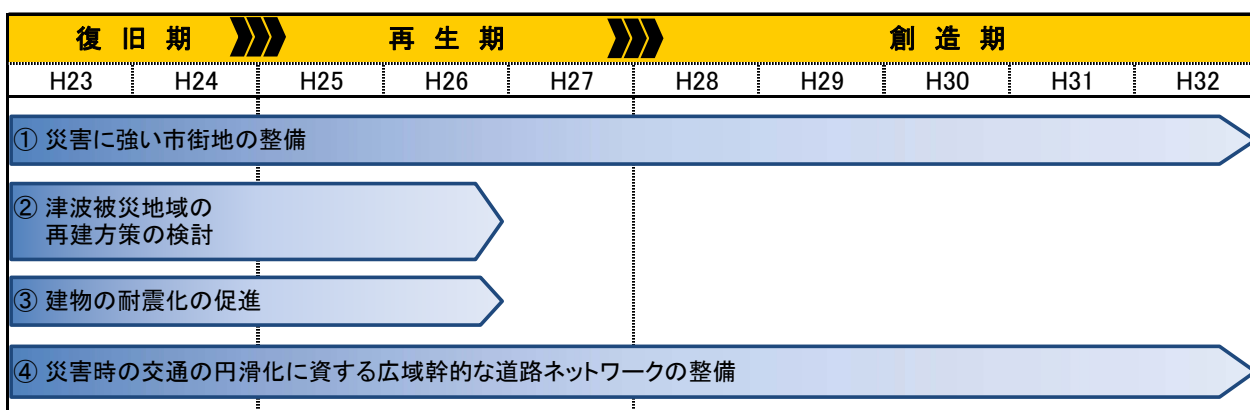
3. 都市基盤の再建

(1) 市街地の整備

【施策の内容】

- ① 土地利用や道路ネットワーク、公園の配置等、災害に強い市街地の整備
- ② 津波被災地域の再建方策の検討
- ③ 公共施設をはじめとする建物の耐震化の促進
- ④ 災害時の交通の円滑化に資する広域的な道路ネットワークの整備

【施策の工程】



【事業一覧】

① 災害に強い市街地の整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
津波被災市街地の状況調査	・国による津波被災地の現況、浸水安全度等を調査	国	H23
復興まちづくり構想素案策定に関する調査（再掲）	・「津波被災市街地の状況調査」の結果を踏まえた、災害に強いまちづくりに向けた構想案の検討	国	H23

② 津波被災地域の再建方策の検討

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
復興まちづくり構想素案策定に関する調査（再掲）	・「津波被災市街地の状況調査」の結果を踏まえた、災害に強いまちづくりに向けた構想案の検討	国	H23
災害に強い地域コミュニティづくりの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 災害に強い地域づくり会議」の開催を始めとする住民主体の地域づくり活動への支援 ・災害に強い地域コミュニティ計画策定への支援 ・「元気な八戸づくり」市民奨励金の交付（(仮称) 災害に強い地域づくり応援コース） 	市・市民	H23～26

③建物の耐震化の促進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
学校施設の耐震化	・耐震化の必要な学校施設の耐震補強、改築を実施	市	H23～24
青森県安全安心住宅リフォーム促進事業（再掲）	・住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅リフォームの支援	県	H23
木造住宅の耐震診断支援	・昭和 56 年以前に建設された木造住宅の耐震診断を支援	市	H23～26

④広域的な道路ネットワークの整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
高規格幹線道路の整備	・上北横断道路の整備（上北道路、上北天間林道路） ・八戸・久慈自動車道の整備（八戸南環状道路、八戸南道路、久慈北道路）	国	H23～
都市計画道路の整備	・都市計画道路 3・5・1 号沼館三日町線の整備 ・都市計画道路 3・3・8 号白銀市川環状線（主要地方道八戸環状線）（桔梗野工区、糠塚工区、中居林工区）の整備	県	H23～
主要道路の整備	・国道 454 号（正法寺Ⅱ期工区）の整備	県	H23～

【国・県への要望】

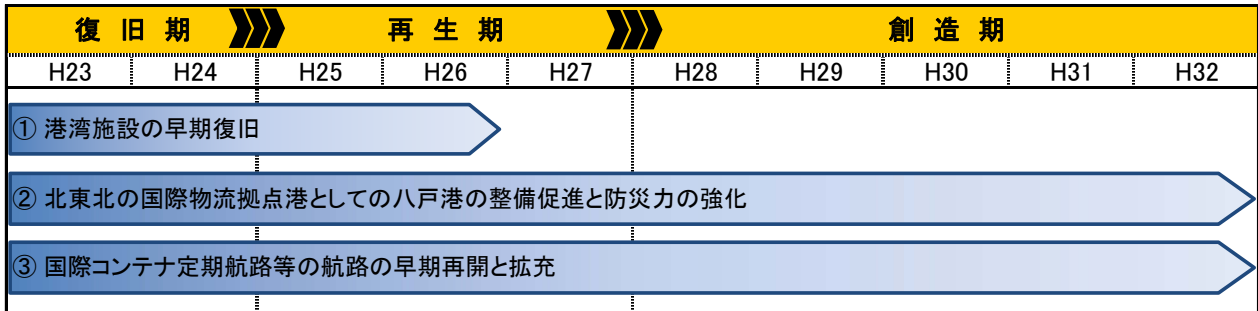
- 高規格幹線道路の整備促進 [国等]
 - ・ 東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）、上北横断道路並びに八戸・久慈自動車道の整備
 - ・ 東北縦貫自動車道八戸線「（仮称）八戸西インターチェンジ」、八戸・久慈自動車道「（仮称）八戸第 2 ジャンクション」やインターチェンジ等の整備
- 都市計画道路の整備促進 [県]
 - （3・5・1 号沼館三日町線、3・3・8 号白銀市川環状線（主要地方道八戸環状線））
- 主要道路の整備促進 [県]
 - （国道 454 号、主要地方道八戸階上線の整備）

(2) 港湾の整備

【施策の内容】

- ① 八戸港における港湾施設の早期復旧
- ② 北東北の国際物流拠点港としての八戸港の整備促進と防災力の強化
- ③ 国際コンテナ定期航路等の航路の早期再開と拡充

【施策の工程】



【事業一覧】

① 港湾施設の早期復旧

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
八戸港復旧・復興方針の策定(再掲)	・ 甚大な被害を受けた八戸港の復旧・復興に向けた方針を策定	国・県	H23
八太郎北防波堤等の復旧	・ 静穏度向上のため八太郎北防波堤の応急復旧、中央第1防波堤、中央第2防波堤の復旧	国	H23～
航路・泊地の復旧	・ 土砂で埋没した河原木地区航路・泊地(-14m)、八太郎地区泊地(-7.5m)等の復旧	国・県	H22～
護岸、臨港道路、港湾緑地等の復旧	・ 八太郎地区D岸壁取付護岸、P岸壁護岸、ポートアイランド廃棄物埋立護岸等の復旧 ・ 八太郎地区白銀北沼線等の照明柱、八太郎大橋、シーガルブリッジの高欄等の復旧 ・ 八太郎地区北沼港湾運動公園等の港湾緑地4箇所の復旧 ・ 岸壁背後地の陥没を予防する空洞調査の実施	県	H23～25
八戸臨海鉄道の運転再開	・ 震災後、運休していた八戸臨海鉄道(八戸貨物～北沼間)の運転再開	八戸臨海鉄道	H23
清掃船「清港丸」陸揚げ・解体	・ 津波により沈没した八戸港清掃船の陸揚げ及び解体の実施	市	H22～H23

②八戸港の整備促進と防災力の強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
八戸港復旧・復興方針の策定（再掲）	・甚大な被害を受けた八戸港の復旧・復興に向けた方針を策定	国・県	H23
八戸港の整備	・中央第1防波堤、中央第2防波堤の整備 ・航路泊地並びに土砂処分場の整備 ・河原木1号ふ頭（ポートアイランド）の整備 ・コンテナ貨物量の増加に対応した国際物流ターミナルの機能拡充	国・県	H23～
八戸港の防災機能の強化	・八太郎北防波堤・中央第1防波堤・中央第2防波堤等の構造強化、津波防護ラインの設定、津波による流出の防止対策等	国・県	H24～

③航路の早期再開と拡充

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
フェリーターミナル施設の復旧	・被災したターミナルビル、公社事務所等の設備の復旧	フェリーふ頭公社	H22～23
フェリー航路の再開（再掲）	・震災後、運休していた苫小牧・八戸航路の運航再開	海運事業者	H23
コンテナ航路の再開	・震災後、寄港を休止していた定期航路の運航再開	海運事業者	H23
コンテナターミナル施設（電源設備等）の復旧	・冷蔵コンテナ電源設備、ガントリークレーン、管理棟、検査棟、ゲート等の復旧	県	H23～25
保安対策設備の復旧	・国際港湾施設の保安対策フェンスやセンサー等の保安設備の復旧	県	H23～25
【復興】ポートセールスの展開（再掲）	・震災以降、減便となっているコンテナ定期航路の拡充等を目的とするポートセールス活動の実施 ・国内外における復興をテーマとしたポートセミナーの開催	市・八戸港国際物流拠点化推進協議会	H23～
海外販路拡大事業（再掲）	・海外展示会へのブース出展及び支援 ・バイヤーとのマッチング	市・八戸港国際物流拠点化推進協議会	H23～
海外経済交流事業（再掲）	・アジアとの貿易拡大を目指した経済交流の促進 ・北米地域との貿易拡大を目指した経済交流の促進	市・県	H23～

【国・県への要望】

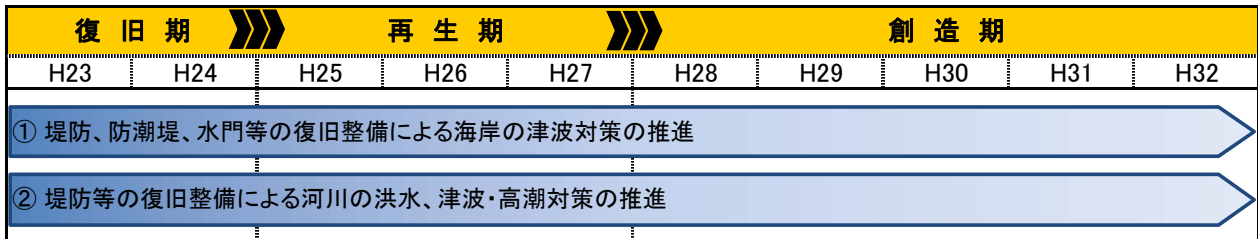
- 八戸港の復旧・整備と防災機能の強化 [国・県]
(八太郎北防波堤等の復旧、航路・泊地の復旧、コンテナターミナル施設の復旧、八太郎北防波堤・中央第1防波堤・中央第2防波堤の構造強化、津波防災のための施設の早期整備等)
- 八戸港の国際拠点港湾の指定 [国]
- 港湾使用料の減免 [県]

(3) 海岸・河川の整備

【施策の内容】

- ① 堤防、防潮堤、水門等の復旧整備による海岸の津波対策の推進
- ② 堤防等の復旧整備による河川の洪水、津波・高潮対策の推進

【施策の工程】



【事業一覧】

①海岸の津波対策の推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市川海岸堤防・離岸堤の復旧	・津波により損傷した海岸堤防・離岸堤の復旧	県	H23～24
市川地区保安林の復旧	・津波により倒木した市川地区の飛砂防備保安林の復旧	県	H23～
市川地区の海岸堤防整備	・市川地区（五戸川河口の南側）の海岸堤防、陸こうの整備	県	H23～24

②河川の洪水、津波・高潮対策の推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
一級河川馬淵川の堤防復旧	・津波により損傷した馬淵川の河口部の堤防、馬淵大堰、護岸等の復旧	国	H22～24
二級河川五戸川の堤防復旧	・津波により損傷した五戸川の河口部の堤防の復旧	県	H22～24
二級河川新井田川の原状復旧	・津波によるガレキ等の堆積物の撤去	県	H23～
水路の復旧	・津波により土砂が堆積した市川地区の水路の復旧	市	H22～23
一級河川馬淵川の河川改修	・馬淵川の無堤区間（根城地区等）における堤防の整備 ・河川防災ステーション（水防センター）の整備	国・市	H23～

【国・県への要望】

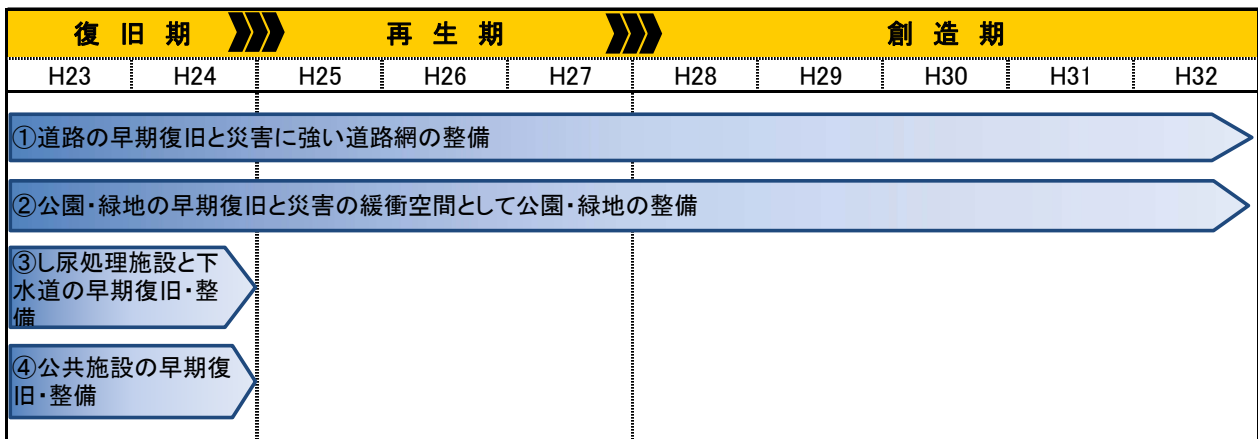
- 海岸堤防や保安林等の海岸の津波対策の強化 [国・県]
- 一級河川の改修・整備促進 [国・県]
（馬淵川の無堤区間及び暫定区間の河川改修事業促進及び河川防災ステーションの整備、土橋川治水計画における河道改修事業の促進）
- 河川の津波・高潮対策の強化 [国・県]
（馬淵川、五戸川、新井田川等における津波・高潮対策の強化）

(4) 道路・公園・下水道等の整備

【施策の内容】

- ① 被災した道路の早期復旧と災害に強い道路網の整備
- ② 被災した公園・緑地の早期復旧と災害時における緩衝空間としての公園・緑地の整備
- ③ 被災したし尿処理施設と下水道の早期復旧・整備
- ④ 被災した公共施設の早期復旧・整備

【施策の工程】



【事業一覧】

①道路の早期復旧と災害に強い道路網の整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
交通安全施設（信号機、標識）の復旧	・津波等により損壊・故障した八太郎地区、湊地区、白銀地区の信号機、道路標識等の復旧	県	H22～H23
県道の復旧	・津波により道路に堆積した土砂、がれきの撤去 ・津波により被災した八戸階上線（鮫地区の歩道、湊橋の高欄等）、橋向五戸線（市川地区の歩道、側溝等）の復旧	県	H22～H23
市道の障害物撤去	・津波により沿岸部の市道 61 路線の道路上や側溝に堆積した土砂、漂着したがれきの撤去	市	H22～H23
市道の復旧	・地震及び津波により流出等の被害を受けた道路（市川地区、鮫地区）、歩道橋（柏崎地区、白山台地区）、街路灯（湊地区、鮫地区）の復旧	市	H23

②公園・緑地の早期復旧と災害の緩衝空間として公園・緑地の整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
公園の復旧	・地震及び津波によりこどもの国他6箇所で損壊した、公園施設（遊具、フェンス等）の復旧	市	H23
公園の災害廃棄物等処理	・津波により北地区海浜緑地他3箇所に散乱した、災害廃棄物等処理	市	H23

③し尿処理施設と下水道の早期復旧・整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
し尿処理施設の復旧	・津波により主要設備が冠水した環境クリーンセンターの第1処理場、第2処理場の復旧	八戸地域広域市町村圏事務組合	H23～
馬淵川流域下水道施設の復旧	・津波により冠水した八戸汚水中継ポンプ場の電気、機械等の設備の復旧	県	H23～24
し尿及び浄化槽汚泥受入・処理	・し尿処理施設の被災により、復旧までの間、東部終末処理場でし尿の処理を実施	市	H22～
下水道施設の復旧	・東部終末処理場内の水路壁からの漏水箇所の復旧 ・津波により冠水した館鼻汚水中継ポンプ場等、5箇所のポンプの復旧	市	H22～H23

④公共施設の早期復旧・整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
学校施設の復旧	・津波により浸水した多賀小学校の校庭の復旧 ・地震により被災した小学校38校、中学校16校の校舎外壁等の復旧 ・地震により被災した八戸水産高校等の県立学校施設11校の復旧	県・市	H23
清掃工場の復旧	・地震により損傷した清掃工場第一工場の建屋外壁の復旧	八戸地域広域市町村圏事務組合	H23
消防施設の復旧	・地震により損傷した指令施設、八戸消防署の復旧 ・津波により浸水した海上分団屯所の復旧 ・水没した消防車両の復旧	八戸地域広域市町村圏事務組合・市	H23
学校給食施設の復旧	・地震により損傷した北地区給食センターの天井等、3施設の復旧	市	H23
保育所施設の復旧	・地震及び津波により被災した保育園（浜市川保育園、新湊はますか保育園、是川保育園）の復旧	国・県・市	H23

社会教育施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 地震により損傷した児童科学館の壁面に生じたひび割れの復旧 地震により損傷した市図書館(書庫)、南郷図書館(風除室ガラス、天井ガラス、玄関)の復旧 	市	H22～23
社会福祉施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 津波により損傷した老人いこいの家海浜荘(ポンプ等の設備)の復旧 地震により被災した更上閣(壁面)、総合福祉会館(水道、空調設備)、身体障害者更生館(内装)の復旧 	市	H23
体育施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 地震により損傷した長根スケートリンク(冷却液配管)の復旧 市体育館(正面階段モルタル)、南部山健康運動センター体育館(天井パネル)等の復旧 	市	H23
文化施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 地震により損傷した公会堂(舞台設備、壁面タイル、天井等)、公民館(外壁、外部渡り廊下)等の復旧 	市	H23
医療・保健施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 地震により損傷した南郷診療所(歯科ユニット、書庫棚)、南郷母子健康センター(調理指導室及び多目的ホールの天井)の復旧 	市	H23
被災施設の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> 津波により被災し、適正な管理が困難になった旧食肉処理場の解体撤去 	市	H23

【国・県への要望】

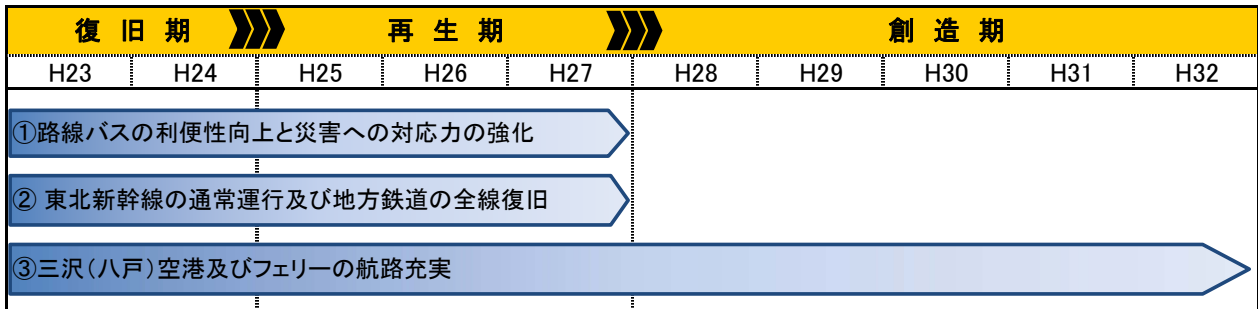
- 災害時における広域的なし尿処理体制の構築 [国・県]
(汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の近隣し尿処理場等への搬入、処理体制の構築、遠隔地のし尿処理施設等への搬入に伴う運搬・処理経費等の助成)

(5) 公共交通の維持・確保

【施策の内容】

- ① 路線バスの利便性向上と災害への対応力の強化
- ② 東北新幹線の通常運行及び地方鉄道の早期全線復旧
- ③ 三沢（八戸）空港及びフェリーの航路充実

【施策の工程】



【事業一覧】

① 路線バスの利便性向上と災害への対応力の強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市営バス・民間バス事業者通常運行	・震災後、一部運休した市営バス、民間バス事業者の通常運行	市・民間	H22～H23
【復興】日本モビリティ・マネジメント会議の誘致・開催	・「震災とモビリティ」を基本テーマに、今後のモビリティ・マネジメント施策の重要性・展開について議論する全国規模の会議の誘致・開催	会議主催者・市	H23
地域公共交通活性化・再生総合事業	・震災時の教訓を踏まえ、地域公共交通の利便性や持続性を向上させる施策の継続的实施 ・小型乗合交通実証実験の実態調査	市・民間	H23～24
八戸圏域公共交通計画推進事業	・圏域内広域路線及び市内のバス運賃にそれぞれ上限を設定する八戸圏域・市内路線バス上限運賃化実証実験の実施 ・バス上限運賃化実証実験の実態調査	圏域市町村	H23～25
災害時における公共交通の安定供給に関する検討（再掲）	・バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による災害時を見据えた交通対策の検討	市	H23～
市営バスの災害への対応力の強化	・燃料油を備蓄する旭ヶ丘営業所内の燃料タンクの増設 ・市営バス全車両に緊急連絡用の車載無線機の設置による安全確保	市	H23～

②東北新幹線の通常運行及び地方鉄道の早期全線復旧

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
J R 八戸線運転再開	・震災後、運休していた J R 八戸線（八戸～種市間）の運転再開	J R 東日本	H23
青い森鉄道全線運転再開	・震災後、運休していた青い森鉄道の全線運転	青い森鉄道	H22
東北新幹線通常運転再開	・震災後、運休していた東北新幹線の全線運転再開と運行ダイヤの通常化	J R 東日本	H23
J R 八戸線の早期完全復旧	・震災後、バスによる代行輸送となっている J R 八戸線（種市～久慈間）の運転再開	J R 東日本	H23～24

③三沢（八戸）空港及びフェリーの航路充実

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
フェリー航路の再開（再掲）	・震災後、運休していた苫小牧・八戸航路の運航再開	海運事業者	H23

【国・県への要望】

- 三沢（八戸）・大阪（伊丹）線及び三沢（八戸）・札幌線の復活 [国・県]

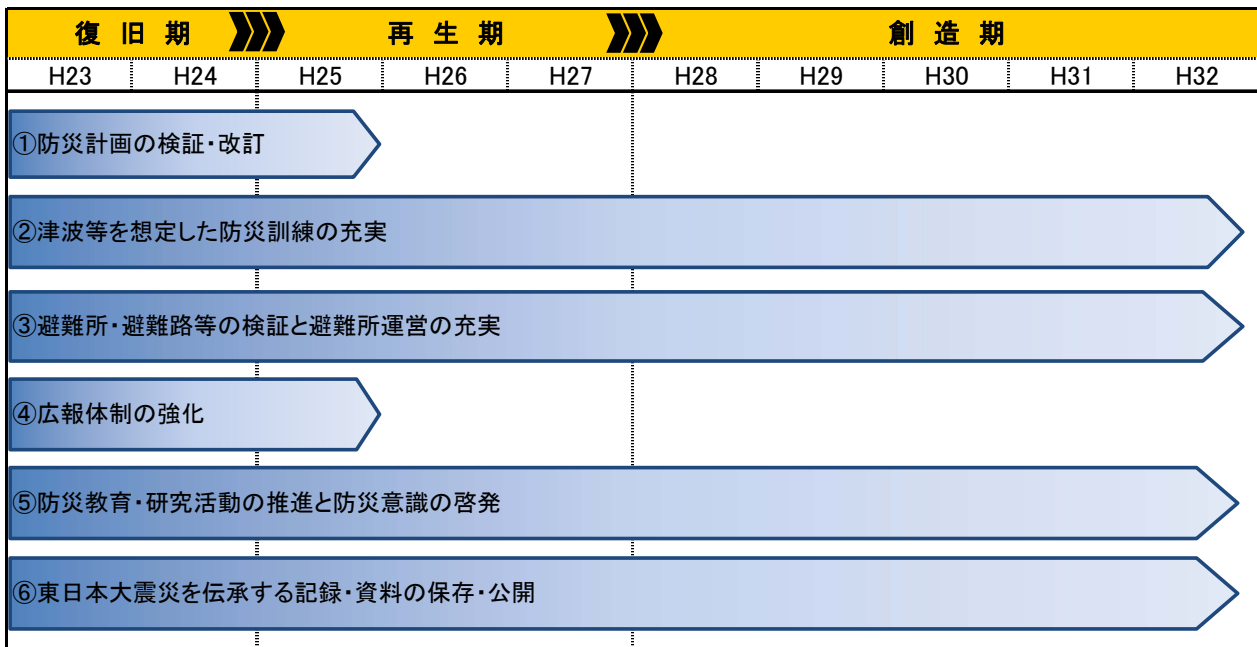
4. 防災力の強化

(1) 防災体制の強化

【施策の内容】

- ① 地域防災計画や津波避難計画等の防災計画の検証・改訂
- ② 津波等を想定した防災訓練の充実
- ③ 避難所・避難路等の検証と避難所運営の充実
- ④ ハード・ソフト両面における広報体制の強化
- ⑤ 教育機関における防災教育・研究活動の推進と市民の防災意識の啓発
- ⑥ 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開

【施策の工程】



【事業一覧】

①防災計画の検証・改訂

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
八戸市地域防災計画の検証・改訂	・東日本大震災をふまえた八戸市地域防災計画の検証と見直し	市	H23～
津波避難計画の検証・改訂	・東日本大震災をふまえた八戸市津波避難計画の検証と見直し	市	H23～
事業所等における業務継続計画の策定・充実	・市役所業務継続計画（地震編）の策定 ・民間事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続実施計画の策定及び充実	市・民間	H23～

安全・安心まちづくり推進協議会の充実	・災害に強いまちづくりに対応した協議会の機能充実	市・関係機関	H23～
津波ハザードマップの改訂	・新たな津波シミュレーションに基づく、八戸市地震津波防災マップの改訂	市	H24～

②津波等を想定した防災訓練の充実

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
総合防災訓練・地区防災訓練の充実	・総合防災訓練・地区防災訓練の充実	市・関係機関	H23～
図上防災訓練の充実	・東日本大震災をふまえた図上防災訓練の充実	市・関係機関	H23～
事業所における防災訓練の充実	・民間事業所における防災訓練の充実	民間	H23～

③避難所・避難路等の検証と避難所運営の充実

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市避難所運営体制の再検討	・東日本大震災をふまえた八戸市避難所運営マニュアルの再検討 ・関係機関や地域団体との連携による避難所運営体制の検討 ・情報通信技術を活用した、避難所運営における情報伝達・共有方法の検討	市・関係機関・地域団体	H23～
津波に対応した避難所・避難路の再検討	・東日本大震災の津波被害をふまえた避難地・避難所・避難路の再検討	市	H23～
津波避難ビルの指定・整備検討	・津波発生時の避難困難地域における避難ビル指定の再検討及び津波避難ビル（タワー等）整備の検討	県・市	H23～
小・中学校における防災体制の強化	・東日本大震災をふまえた各学校の危機管理マニュアルの検証・改善（避難場所・避難経路の複数設定等）	市	H23～
備蓄品目及び備蓄数の検証・充実	・津波指定避難所へのLEDライト・ろうそく・毛布等の配備 ・救援物資の備蓄品目・備蓄数及び調達に係る検証・充実	市	H23～
新学校給食センターの整備検討	・災害時にも対応しうる給食センター整備の検討	市	H23～
物資供給等災害時における支援協力協定の検証・改定	・市が災害時に備えて各種団体と締結している様々な災害協定の検証・改定	市	H23～
指定避難所の耐震化	・公民館等の耐震診断、耐震補強の実施	市	H24～

小・中学校における避難所機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の配備 ・救援物資、機材等の備蓄機能の整備の検討 ・施設のバリアフリー化の検討 	市	H23～
総合保健センターの整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に保健・医療活動の拠点となる総合保健センターの整備 	市・関係機関	H23～
福祉避難所の指定・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の避難支援として、福祉避難所の指定・整備 	市	H23～
避難所・避難路サインの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所・避難路を表示する標識等の整備 	市	H24～

④広報体制の強化

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
防災行政無線仮復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた防災行政無線の応急復旧 	市	H23
津波避難誘導標識の復旧・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた津波避難誘導標識の復旧と新規整備 	市	H23～
防災行政無線本復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した既存の防災行政無線システムをデジタル化して本復旧 	市	H23
災害時における広報体制の検証・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線・広報車・ホームページ・ほっとスルメール等、広報体制の検証・強化 ・災害時の広報手段としてのコミュニティFM等との連携強化 ・携帯電話へのエリアメール配信等、新たな媒体や情報通信技術を活用した広報体制の充実 	市	H23～
防災行政無線の増設	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿岸への防災行政無線の増設 	市	H23～
障がい者等への情報伝達体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚障がい者や在住外国人等に対する災害発生情報の伝達体制を検討 	市	H23～

⑤防災教育・研究活動の推進と防災意識の啓発

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
小・中学校における防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災をふまえた防災教育や避難訓練の充実 ・地域密着型教育の推進を通じた防災教育への取組 ・研修等による教職員の防災能力向上 ・高等教育機関による防災教育の支援 	市・高等教育機関	H23～

子ども防災力アップ事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、特別支援学校における「子ども防災力アップ宣言」の実施及び防災の木の植樹 ・青森県子ども防災推進大会の開催 ・防災教育指導の手引及び防災教育モデル教材の作成 ・学校及び地域の防災教育担当者等を対象とした研修会の実施 	県・市	H23
地元高等教育機関による防災・復興に関する調査研究活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸工業大学、八戸大学、八戸工業高等専門学校との3校と八戸市の連携による「八戸市都市研究検討会」での専門性の高い調査研究活動や提言等の実施 ・八戸工業大学「防災技術社会システム研究センター」等の調査研究活動の促進 	市・高等教育機関等	H23～
住民等への防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による被害と防災に対する市民への啓発(防災対策研修会の実施等) 	市・市民	H23～
まるとまちごとハザードマップ事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・津波で浸水した区域への、海拔・想定浸水深・避難場所を表す標識の設置による、危機意識の啓発と危険度情報の発信 	県	H23

⑥東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開	<ul style="list-style-type: none"> ・被災・復旧・復興に係る記録・資料の保存公開 ・公共施設への波高表示、消防本部新庁舎内への防災展示コーナーの設置・活用 	市・八戸地域広域市町村圏事務組合	H22～

【国・県への要望】

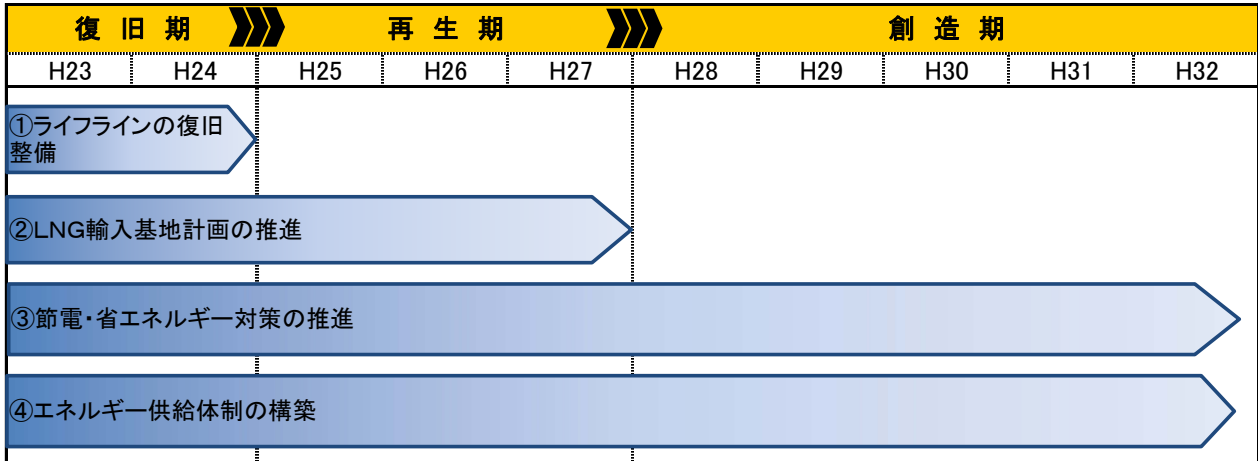
- 避難施設等の整備に係る財政支援 [国]
 - ・津波避難ビルの整備に対する財政措置
 - ・津波避難道路・避難路・避難所の整備に対する財政措置
 - ・避難所・避難路サインの整備に対する財政措置
 - ・指定避難所の耐震化に対する財政措置
 - ・小・中学校における避難所機能の整備に対する財政措置
 - ・福祉避難所の整備に対する財政措置
 - ・新たな防災拠点施設の整備に対する財政措置
 - ・市が行う各種復興事業に対する一括交付金の創設
 - ・非構造部材の耐震化に対する補助制度の拡充
 - ・自主防災組織の設備の整備に対する助成金の創設
- 中央防災会議の検討結果をふまえた、新たな津波シミュレーションの実施 [県]
- 青森県石油コンビナート等防災計画の修正 [県]
- 高等教育機関の防災・復興に係る調査・研究事業等への支援 [国]

(2) 水・エネルギー対策の充実

【施策の内容】

- ① 上水道・電気・ガス・通信等のライフラインの復旧・整備
- ② LNG輸入基地計画の推進
- ③ 節電・省エネルギー対策の推進
- ④ 再生可能エネルギーの導入による災害に強いエネルギー供給体制の構築

【施策の工程】



【事業一覧】

① ライフラインの復旧・整備

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
上水道、電気、ガス、通信、工業用水道の復旧	・震災により供給停止となった上水道、電気、ガス、通信、工業用水道の復旧	八戸圏域水道企業団等	H22～23
石油燃料の供給回復	・震災により供給停止となった石油燃料（ガソリン、重・軽油、灯油等）の供給回復	石油事業者	H22～23
石油燃料の優先供給に関する協定の締結	・市が必要とする石油燃料の優先供給に関する協定の締結	市・県石油商業組合八戸支部	H23
ガスタービン発電設備の新設	・震災後の供給電力不足を補う火力発電設備（ガスタービン）を八戸火力発電所に新設	電気事業者	H23～24

② LNG輸入基地計画の推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
エネルギーシステム転換の支援	・環境負荷低減のためのエネルギーシステムの転換に要する費用に対する補助 ・LNG等の利用促進のための普及啓発	市・事業者	H23～

LNG輸入基地計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・LNG輸入基地の八戸港への立地計画の推進 ・平成27年4月のLNG輸入基地運転開始に対応した基盤整備等 	市・事業者	H23～27
--------------	---	-------	--------

③節電・省エネルギー対策の推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
節電・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・震災後の電力不足に係る節電・省エネルギーの推進 	行政・市民・事業者等	H23～
新うみねこプランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内から排出される二酸化炭素の削減計画策定及び進捗管理を行い、地球温暖化対策を推進するため節電・省エネルギー対策を実施 	市・市民・事業者	H23～
環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童及び地域住民を対象とした、家庭でできる省エネ活動などに関する環境学習会の開催等 ・高等教育機関による環境教育の支援 	市・高等教育機関	H23～
災害時における公共交通の安定供給に関する検討（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による、災害時を見据えた交通対策の検討 	市	H23～

④エネルギー供給体制の構築

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
メガソーラー発電所の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸火力発電所構内に、八戸太陽光発電所（出力1,500kW）の新設 	電気事業者	H23～24
住宅用太陽光発電システム導入の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金の交付 	市	H23～
グリーンニューディール基金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市グリーンニューディール基金の省エネ・グリーン化推進事業への活用（LED照明への切替え、太陽光発電システムの設置等） 	市	H23～
再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎における再生可能エネルギーの利用促進 ・グリーン電力証書の発行 ・太陽光・洋上風力・バイオマス等の導入の検討 	市・事業者・高等教育機関	H23～
畜産バイオマス利用による発電等の事業化の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業畜産の規模拡大及び新規拡大に伴い発生する家畜排せつ物を活用した発電等の事業化に対する支援 	市・民間	H24～
木質バイオマス利活用の可能性の検討（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物や間伐材等の木質バイオマスを利用したエネルギー供給事業の可能性の検討 	国	H23～

【国・県への要望】

- 国策によるLNG火力発電所の建設推進及び安価な電力の供給 [国]
- 石油等のエネルギー供給体制の強化 [国]
- エネルギー供給基地の防災力の強化 [県]

(3) 災害に強い地域づくり

【施策の内容】

- ① 災害ボランティアセンターの充実をはじめとするボランティア活動の促進
- ② 地域コミュニティやNPO等による災害に強い地域づくり活動の促進
- ③ 復興気運を醸成する文化・スポーツの推進
- ④ 当市ゆかりの地域との連携強化による相互の復旧・復興

【施策の工程】



【事業一覧】

①ボランティア活動の促進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害ボランティアセンターの運営内容の充実	・東日本大震災をふまえた災害ボランティアマニュアルの整備やボランティアコーディネーターの育成	市・市社会福祉協議会	H23～
自主的な災害ボランティア活動の実践	・市民や企業・各種団体等の自主的なボランティア活動による被災者支援 ・地元大学等による災害ボランティア活動の実施	市民・高等教育機関	H22～

②災害に強い地域づくり活動の促進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害時要援護者支援事業の推進（再掲）	・ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要援護者に対する災害時における支援体制の整備・推進	市	H23～

災害に強い地域コミュニティづくりの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 災害に強い地域づくり会議」の開催を始めとする住民主体の地域づくり活動への支援 ・災害に強い地域コミュニティ計画の策定への支援 ・「元気な八戸づくり」市民奨励金の交付（(仮称) 災害に強い地域づくり応援コース） 	市・地域団体	H23～
自主防災組織の結成促進や活動支援・リーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成・活動・リーダー育成に対する支援 	市・地域団体	H23～
海を生かした地域づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「湊日曜朝市・海の朝市」「海フェスタ」など、市民団体やNPO等の海を生かした地域づくり活動の促進 	市民・NPO等	H23～

③文化・スポーツの推進

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
復興をテーマとするフォーラム・シンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興フォーラム」「八戸ふるさと交流フォーラム」等の開催 	市・高等教育機関・民間等	H23～
復興を応援するスポーツイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「がんばろう！東北2011 熱戦再来 北東北総体」「FCバルセロナチャリティキャンプ」等、復興支援を掲げるスポーツイベントの開催 	市・民間等	H23～
復興を支援する芸術文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「湊橋八戸小唄まつり」「デイリリー・アート・サーカス2011」等、復興を支援する芸術文化事業の実施 	市・民間等	H23～
アートのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「南郷アートプロジェクト」等、「アート」を切り口に、地域課題の解決や、まちの活力創出につながる事業の実施 	市・市民等	H23～
文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡、天然記念物、民俗文化財、国・県・市指定文化財等の適切な保存・管理及び積極的な活用 ・是川遺跡、長七谷地貝塚を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録の推進 	関係4道県・関係12市町	H23～
是川縄文の里の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館の運営 ・是川遺跡の復元、縄文の森の整備等 	市	H23～

八戸スポーツ振興協議会の活動促進	・アイスホッケーやサッカー等、当市に活動拠点のあるスポーツチームの支援による地域スポーツの振興	八戸スポーツ振興協議会	H23～
八戸市体育館の改築の検討	・防災拠点機能も有する、八戸市体育館の改築または耐震化工事の検討	市	H23～

④地域連携による復旧・復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
北奥羽・三陸沿岸都市への支援物資の援助	・北奥羽地域や三陸沿岸地域に対する当市からの支援物資援助	市	H22～23
被災地への市民病院医師等派遣	・東日本大震災被災地への市民病院医師の派遣等による支援	市	H22～23
被災地への応急給水支援等	・東日本大震災被災地への給水車の応援派遣等	八戸圏域水道企業団・民間	H22～23
緊急消防援助隊の派遣	・東日本大震災被災地への緊急消防援助隊の派遣による支援	八戸地域広域市町村圏事務組合	H22～23
県外避難者の受入	・県外からの避難者の当市への受入	県・市	H22～
東日本大震災被災者招聘事業	・県外の東日本大震災被災者を八戸三社大祭等へ招聘	北奥羽開発促進協議会	H23～
三圏域等の災害時応援協定の検証	・八戸・久慈・二戸の三圏域や南部藩ゆかりの地等、他自治体との災害協定の検証	市	H23～

【国・県への要望】

- 自主防災組織に対する支援・補助 [国]
- 県立屋内スケート場の長根公園への早期建設 [県]
- 県立八戸芸術パークの建設 [県]
- みなとまちづくりに対する「新しい公共」モデル事業の優先採択 [県]
- 文化財修復費用の補助制度の拡充 [国]
- 文化・スポーツ施設の整備に対する財政措置 [国]
- 文化・スポーツ活動の振興に対する財政措置 [国]

第4 創造的復興プロジェクト

「第1 復興の理念と目標」に掲げる創造的な復興の実現に向けて、東日本大震災の教訓を生かし、災害に強いまちづくりの実現を目指すとともに、当市の地域特性や発展可能性を踏まえ、北東北における当市の拠点性の向上を図る観点から、8つの創造的復興プロジェクトに重点的に取り組みます。創造的復興プロジェクトは、「第3 復興施策」に登載している事業のなかから、重点的に実施する施策や事業を分野横断的に取りまとめたものです。

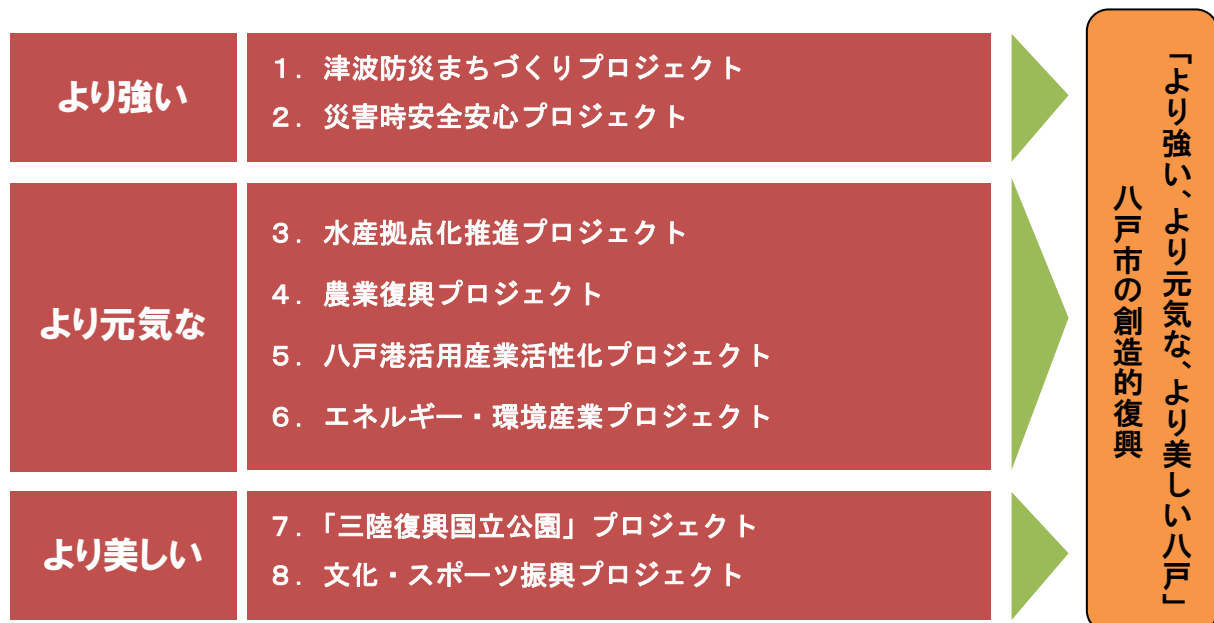
これらの創造的復興プロジェクトは、当市の復興を象徴し、市民に将来の夢と希望をもたらす取り組みであり、その究極の目標は、市民がこのまちに住んで良かったと心から思える、安全で安心な暮らしと、活力とうるおいのある地域社会を築き上げていくことです。また、そのためには、そこに暮らす人々が一丸となって取り組む必要があります、これまで培ってきた当市の「市民力」が大きな原動力となります。

創造的復興プロジェクトでは、創造期において「より強い、より元気な、より美しい八戸」が実現されるよう、復旧関連事業の着実な推進と復興に向けた新たな事業の事業化に、復旧期から再生期、そして創造期へと段階的に取り組むこととします。

「より強い八戸」の実現のため、津波防災や災害時の安全安心なまちづくりを進めることとし、これまでの施策や事業の点検・検証を早期に行うとともに、地域コミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、災害に強いまちづくりをハード・ソフトの両面にわたって中・長期的に推進します。

「より元気な八戸」の実現のため、雇用の拡大に寄与する新産業の創出も視野に、水産業や農業の振興、八戸港の国際物流の拠点化や八戸港を活用した畜産関連産業の集積、再生可能エネルギーの導入促進や環境・エネルギー産業の集積を図ることとし、地域特性を生かした産業の振興と雇用の創出に向けて中・長期的な施策や事業を推進します。

「より美しい八戸」の実現のため、種差海岸の「三陸復興国立公園」への編入を視野に、早期に観光の受入体制を整備し、編入を契機とした基盤整備を中・長期的に進めるとともに、復興に向けて市民に勇気と希望、そして活力を与える文化・スポーツの振興を、継続的に推進します。

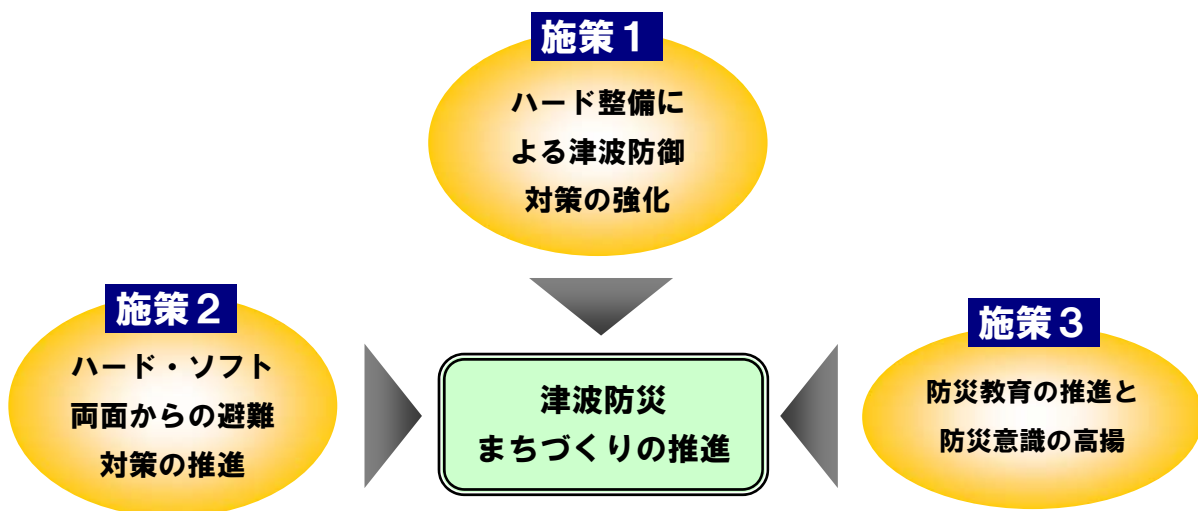


1. 津波防災まちづくりプロジェクト

【プロジェクトの概要】

東日本大震災の教訓を踏まえ、人命や財産を守り被害を最小限に食い止めるため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災まちづくりを推進することとし、一定周期で発生が予想される規模の津波への対策として、防波堤や堤防等の津波防御機能の強化や津波防御施設の整備を進めるとともに、津波発生時に迅速に避難できるような総合的な避難対策を講じます。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)

一定周期で発生が予想される規模の津波への対策として、沿岸部や河川部において防波堤や堤防等の津波防御機能の強化や津波防御施設の整備を進めます。

《主な事業》

- 八太郎北防波堤等の復旧(八太郎北・中央第1・中央第2防波堤等の復旧)
..... [第3 復興施策]37 ページ
- 八戸港の整備(中央第1・中央第2防波堤の整備等) [第3 復興施策]38 ページ
- 八戸港の防災機能の強化(防波堤の構造強化、津波防災のための施設の整備等)
..... [第3 復興施策]38 ページ
- 市川地区海岸堤防の整備 [第3 復興施策]40 ページ
- 一級河川馬淵川の堤防復旧 [第3 復興施策]40 ページ
- 二級河川五戸川の堤防復旧 [第3 復興施策]40 ページ
- 一級河川馬淵川の河川改修 [第3 復興施策]40 ページ

施策2)	どんな津波に対しても最低限生命を守ることができるよう、ハード・ソフト両面から総合的な避難対策に取り組みます。
-------------	--

《主な事業》

- 津波避難計画の検証・改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]46 ページ
- 事業所等における業務継続計画の策定・充実・・・・・・・・・・[第3 復興施策]46 ページ
- 津波ハザードマップの改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 津波避難ビルの指定・整備検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 都市計画道路の整備(都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線(主要地方道八戸環状線))
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]36 ページ
- 津波に対応した避難所・避難路の再検討・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 避難所・避難路サインの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ
- 防災行政無線の増設(河川沿岸への増設等)・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ
- 災害時における広報体制の検証・強化・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ
- 障がい者等への情報伝達体制の検討・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ

施策3)	津波発生時における適切な避難行動を誘導するため、防災訓練の充実や市民の防災意識の高揚を図るとともに、小・中学校における防災教育を推進します。
-------------	--

《主な事業》

- 総合防災訓練・地区防災訓練の充実・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 図上防災訓練の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 事業所における防災訓練の充実・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 住民等への防災意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]49 ページ
- 小・中学校における防災教育の推進・・・・・・・・・・[第3 復興施策]49 ページ
- 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開(公共施設への波高表示、消防本部新庁舎内への防災展示コーナーの設置・活用等)・・・・・・・・[第3 復興施策]49 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 津波防御機能の強化や津波防御施設の整備により津波被害を最小限に抑えることができます。
- ② 迅速な避難行動により市民の生命を守ることができます。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【規制緩和】

- ① 防災行政無線の整備における国庫補助施設の目的外使用の柔軟化

【財政支援】

- ① 津波避難ビルの整備に対する財政措置
- ② 津波避難道路・避難路・避難所の整備に対する財政措置
- ③ 避難所・避難路サインの整備に対する財政措置

【国・県事業の重点実施】

- ① 八戸港の復旧・整備と防災機能の強化（八太郎北防波堤等の復旧、航路・泊地の復旧、コンテナターミナル施設の復旧、八太郎北防波堤・中央第1防波堤・中央第2防波堤の構造強化、津波防災のための施設の早期整備等）
- ② 河川の津波・高潮対策の強化（馬淵川、五戸川、新井田川等における津波・高潮対策の強化）
- ③ 海岸堤防や保安林等の海岸の津波対策の強化 など

2. 災害時安全安心プロジェクト

【プロジェクトの概要】

災害発生時に市民が安全かつ安心して生活を維持することができるよう、避難所運営の充実に向けたハード・ソフト両面での対策を講じるとともに、災害時に必要となる情報の市民への的確な提供や市民の自主的な防災活動の促進を図ります。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)

公民館等の耐震化や改修等により指定避難所の機能強化と避難所の運営強化を図るとともに、新たな防災拠点となる施設の整備を進めます。

《主な事業》

- 指定避難所の耐震化（公民館等）・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 小・中学校における防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 小・中学校における避難所機能の整備（非常用発電機の配備、備蓄機能の整備等）
・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 市避難所運営マニュアルの再検討・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 備蓄品目及び備蓄数の検証・充実・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 石油燃料の優先供給に関する協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]50 ページ
- 物資供給等災害時における支援協力協定の検証・改定・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 福祉避難所の指定・整備・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ
- 一級河川馬淵川の河川改修（河川防災ステーションの整備）
・・・・・・・・[第3 復興施策]40 ページ
- 新学校給食センターの整備検討・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]47 ページ
- 総合保健センターの整備・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]17 ページ, 48 ページ

施策2)	避難所への適切な情報提供や、ホームページやメディアなどのさまざまな情報媒体の活用などにより、災害時の情報伝達体制の充実を図ります。
-------------	---

《主な事業》

- 災害時における広報体制の検証・強化・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ
- 障がい者等への情報伝達体制の検討・・・・・・・・・・[第3 復興施策]48 ページ

施策3)	地域コミュニティにおける自主防災組織等の活動の充実や災害ボランティア活動の促進など、災害に強い地域づくり活動を促進します。
-------------	---

《主な事業》

- 災害時要援護者支援事業の推進・・・・・・・・・・[第3 復興施策]18 ページ, 53 ページ
- 災害に強い地域コミュニティづくりの推進・・・・・・・・[第3 復興施策]35 ページ, 54 ページ
- 自主防災組織の結成促進や活動支援・リーダー育成・・・・・・・・[第3 復興施策]54 ページ
- 災害ボランティアセンターの運営内容の充実・・・・・・・・[第3 復興施策]53 ページ
- 自主的な災害ボランティア活動の実践・・・・・・・・[第3 復興施策]53 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 災害時の避難所における安全かつ安心な避難生活が確保されます。
- ② 災害時に必要となる各種情報が、すべての市民に対する確に提供されます。
- ③ 市民の相互扶助により、災害時によりきめ細かな生活支援が可能となります。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【財政支援】

- ① 指定避難所の耐震化に対する財政措置
- ② 小・中学校における避難所機能の整備に対する財政措置
- ③ 福祉避難所の整備に対する財政措置
- ④ 新たな防災拠点施設の整備に対する財政措置
- ⑤ 市が行う各種復興事業に対する一括交付金の創設
- ⑥ 非構造部材の耐震化に対する補助制度の拡充
- ⑦ 自主防災組織の設備の整備に対する助成金の創設 など

3. 水産拠点化推進プロジェクト

【プロジェクトの概要】

震災により甚大な被害を受けた東北の水産業全体の復興に寄与するため、被災した他の産地との連携を強化するとともに、収益性の高い水産業のビジネスモデルを構築し、八戸漁港の水産食料の供給基地としての拠点化を推進します。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)	生産・加工・流通の全般にわたり、補助制度や金融支援等により、水産業の経営再建を支援します。
------	---

《主な事業》

- 共同利用漁船等復旧支援対策事業（共同利用による漁船建造、定置網再建の支援）
・・・・・・・・・・[第3 復興施策]21 ページ
- 被災事業者の復旧支援（中小企業のグループ化による事業用施設の復旧、整備への補助）
・・[第3 復興施策]22 ページ, 26 ページ
- 漁業者・漁協等の復旧のための金融支援・・・・・・・・・・[第3 復興施策]21 ページ
- 経営安定化サポート資金の拡充・中小企業災害復旧資金の利子補給・中小企業災害復旧資金保証料の補助
・・[第3 復興施策]21 ページ, 27 ページ

施策2)	水産物における新たな付加価値の創出を促進し、収益性の高い、国際競争力のあ る水産物の供給体制を構築します。
------	--

《主な事業》

- 魚市場の災害復旧・整備（ハサップ対応型荷さばき施設等）[第3 復興施策]20 ページ
- 八戸地域プロジェクト（収益性の高い漁船漁業の確立）の推進
・・・・・・・・[第3 復興施策]22 ページ

- 水産加工品のブランド化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]22 ページ
- 水産復興ビジョンの策定・推進・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]22 ページ

施策3) 東北全体の水産業復興に寄与するため、他の被災地域との連携強化を図ります。

《主な事業》

- 漁船誘致の推進（他の被災地域の漁業再建支援）・・・・・・[第3 復興施策]22 ページ
- 水産加工業における被災地域との連携（OEM 生産の受託等） [第3 復興施策]22 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 我が国の水産食料供給基地として、八戸漁港の拠点性が向上します。
- ② 収益性が高く、国際競争力のある水産業が展開されます。
- ③ 東北復興のシンボルとして、東北における水産業の復興が実現します。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【規制緩和】

- ① 水産物海外輸出基準の見直し

【財政支援】

- ① 魚市場の整備に対する財政措置
- ② 「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の拡充
- ③ 「中小企業等復旧・復興支援事業」の拡充
- ④ 水産加工品のブランド化の推進に対する財政措置
- ⑤ 対 EU 輸出基準対応の加工場整備・加工品開発への財政措置

【国・県事業の重点実施】

- ① 八戸港の復旧・整備と防災機能の強化（八太郎北防波堤等の復旧、航路・泊地の復旧、コンテナターミナル施設の復旧、八太郎北防波堤・中央第1防波堤・中央第2防波堤の構造強化、津波防災のための施設の早期整備等）

【その他】

- ① 水産加工施設（冷凍・冷蔵施設等）における電力料金の弾力化
- ② 放射性物質検査証明書の発行に係る相談体制の整備と安全性の証明を行う機関の被災地域への設置 など

4. 農業復興プロジェクト

【プロジェクトの概要】

津波による農地の浸水被害からの復興をバネに、輸入農産物の増加や消費者ニーズの多様化を背景とした産地間競争を勝ち抜き、地域特性を生かした農業の復興を図るため、生産基盤の充実・強化と八戸ブランドの確立を促進するとともに、経営基盤の充実・強化を支援します。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)

被災した市川いちごをはじめとする農産物の品質向上や生産性を高めるため、農業の生産基盤の充実・強化を図ります。

《主な事業》

- 水田等の塩害防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]23 ページ
- 東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業
・・・・・・・・[第3 復興施策]23 ページ
- 農業用施設（農地等）の災害復旧の実施・・・・・・・・[第3 復興施策]23 ページ
- 被災園芸施設復旧の支援・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]23 ページ
- 市川いちご復興プロジェクトの推進・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ

施策2)

市川いちごや八戸野菜などの戦略的なPRによる八戸ブランドの確立を目指すとともに、環境に配慮した安全・安心な農産物の生産を促進します。

《主な事業》

- 農業新ブランドの育成・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ
- 環境保全型農業の普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ
- グリーンツーリズムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ

施策3)	農業経営に関する支援情報等を一元的に発信するとともに、効率的で安定した農業経営を目指し、生産・加工・流通・情報発信を総合的に行う中核的な担い手の育成・確保を図ります。
-------------	---

《主な事業》

- 農業経営再建のための金融支援・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]23 ページ
- 担い手育成総合支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ
- 新規就農希望者や農業分野進出企業への総合的な起農支援・[第3 復興施策]24 ページ
- 高等教育機関との連携による農業経営者の育成・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 付加価値の高い農産品の産地化が進み、農業経営の収益性が向上します。
- ② 認定農業者や農業後継者の育成が促進されます。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【財政支援】

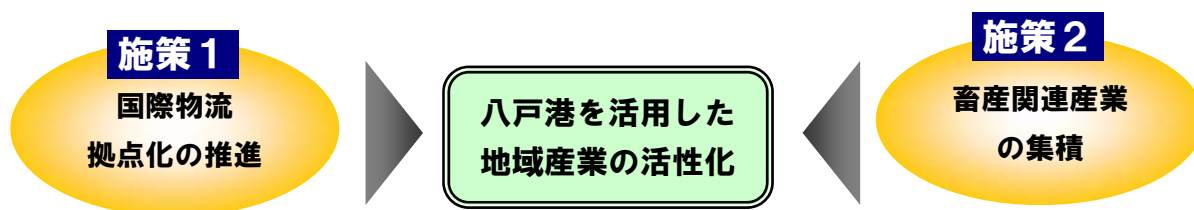
- ① 被災農業者に対する支援（被災農業者の施設等の復旧に向けた補助制度及び被災農業者に対する無利子融資制度の充実と継続）
- ② 生産基盤改良支援に対する補助制度の拡充
- ③ ブランドの確立・担い手育成支援等の農業経営振興施策に対する財政措置 など

5. 八戸港活用産業活性化プロジェクト

【プロジェクトの概要】

国際物流拠点となっている八戸港を活用した地域産業の活性化を図るため、ポートセールスの強化等により航路の拡充を促進するとともに、臨海部における飼料工場の立地や冷涼な気候を背景に我が国有数の集積を誇る畜産業の振興と関連産業の集積を図ります

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)

八戸港の港湾施設の利便性向上を図るとともに、国際物流の活性化に向けて航路拡充・販路拡大等を支援することにより、八戸港への貨物の集積を促進します。

《主な事業》

- 八戸港の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]38 ページ
- ポートセールスの展開・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]28 ページ, 38 ページ
- 海外販路拡大事業・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]28 ページ, 34 ページ, 38 ページ
- 海外経済交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]28 ページ, 38 ページ

施策2)

八戸港を生かした飼料供給基地の整備・拡充を図るとともに、立地規制の緩和や積極的な誘致活動の展開により畜産関連産業の集積を促進します。

《主な事業》

- 畜産業振興事業・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ
- 八戸港の飼料コンビナートの拡充の検討・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ
- 食品加工関連企業の誘致・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ
- 畜産バイオマス利用による発電等の事業化の促進 ・[第3 復興施策]24 ページ, 51 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 八戸港の国際物流拠点化により、地域産業の流通基盤が強化されます。
- ② 畜産業、飼料製造業、食料品製造業等の企業立地が進み、雇用の場が広がります。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【規制緩和】

- ① 港湾施設の整備に係る各種手続きの柔軟化
- ② 車両（仮ナンバー・特殊車両）通行に係る規制緩和
- ③ 畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和・見直し
- ④ 畜産バイオマス有効利用に向けた廃棄物処理法及び関係法令許認可手続きの緩和

【税制特例】

- ① 八戸港輸入貨物の関税の非課税化

【財政支援】

- ① 八戸地域への畜産関連企業集積に資する青森県立地奨励金の拡充
- ② 畜産バイオマス利用による発電等の事業化に対する財政措置
- ③ 飼料コンビナート拡充のための各種支援

【その他】

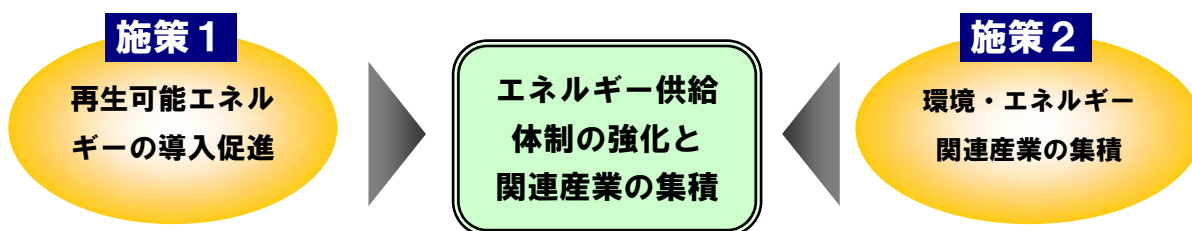
- ① 八戸港の国際拠点港湾の指定
- ② 港湾使用料の減免 など

6. エネルギー・環境産業プロジェクト

【プロジェクトの概要】

災害に強いエネルギー供給体制の構築と持続可能な環境・エネルギー産業の集積を目指し、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、臨海部を中心に環境・エネルギー関連産業の集積を促進します。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)	発電事業として、あるいは住宅・事業所用の自家発電設備として、未利用エネルギーの活用を含め、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。
------	---

《主な事業》

- メガソーラー発電所の建設・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]51 ページ
- 住宅用太陽光発電システム導入の支援・・・・・・・・・・[第3 復興施策]51 ページ
- グリーンニューディール基金事業・・・・・・・・・・[第3 復興施策]51 ページ
- 再生可能エネルギーの導入促進（太陽光・洋上風力・バイオマス等）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]51 ページ
- 畜産バイオマス利用による発電等の事業化の促進・・[第3 復興施策]24 ページ, 51 ページ
- 木質バイオマス利活用の可能性の検討・・・・・・・・[第3 復興施策]24 ページ, 51 ページ

施策2)	八戸港のリサイクルポートの指定やおもりエコタウンの承認を受けた地域の特性を生かし、リサイクルやエネルギー関連産業の集積を促進します。
------	--

《主な事業》

- エネルギーシステム転換の支援・・・・・・・・・・[第3 復興施策]50 ページ
- LNG輸入基地計画の推進・・・・・・・・・・[第3 復興施策]51 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 環境負荷が小さく災害に強い再生可能エネルギーの導入が進みます。
- ② 臨海部を中心に、環境・エネルギー関連産業の立地が進み、雇用の場が広がるとともに、地域におけるエネルギー供給体制の強化が図られます。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【規制緩和】

- ① 畜産バイオマス有効利用に向けた廃棄物処理法及び関係法令許認可手続きの緩和
- ② 再生可能エネルギー施設の立地規制の緩和
- ③ LNG火力発電所の建設に係る関係法令の柔軟化

【財政支援】

- ① 畜産バイオマス利用による発電等の事業化に対する財政措置
- ② 広域災害廃棄物の受入自治体に対する財政措置

【国・県事業の重点実施】

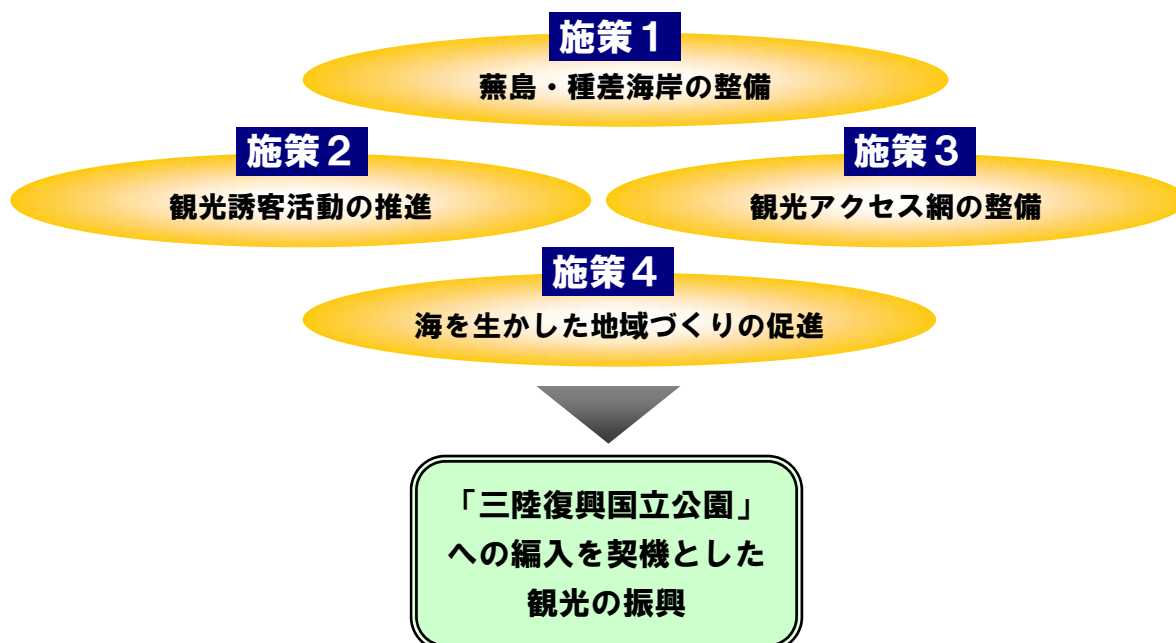
- ① 国策によるLNG火力発電所の建設推進及び安価な電力の供給
- ② リサイクル製品の利用促進対策
- ③ 「あおもりエコタウンプラン」の推進による環境・エネルギー産業の振興
- ④ 石油等のエネルギー供給体制の強化
- ⑤ エネルギー供給基地の防災力の強化 など

7. 「三陸復興国立公園」プロジェクト

【プロジェクトの概要】

八戸市が誇る蕪島から種差海岸にかけての自然景勝地の(仮称) 三陸復興国立公園への編入を契機に、観光施設の整備や誘客 PR 活動の推進等により、その北の玄関口として観光の振興を図ります。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)	蕪島から種差海岸にかけての自然景勝地を、「三陸復興国立公園」の北の玄関口にふさわしい魅力ある観光地として整備します。
------	--

《主な事業》

- 種差海岸の国立公園編入の促進・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]30 ページ
- (仮称) 三陸復興国立公園 蕪島エントランス整備事業の推進
・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]30 ページ

施策2)	自然や歴史遺産、伝統文化等の恵まれた観光資源を活用して、魅力ある観光商品の造成や観光キャンペーンの促進、コンベンションの誘致などにより、観光誘客活動を推進します。
------	---

《主な事業》

- 三陸・八戸観光キャンペーンの開催・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]30 ページ
- 【復興】観光キャンペーン・イベントの開催・・・・[第3 復興施策]30 ページ, 34 ページ

- 各種コンベンションの誘致・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]30 ページ
- 「フィールドミュージアム八戸」の推進・・・・・・・・[第3 復興施策]31 ページ
- 八戸ポータルミュージアムを活用した観光の推進・・・・・・・・[第3 復興施策]31 ページ
- 南郷ツーリズムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・[第3 復興施策]31 ページ
- (仮称) 三陸海岸ジオパーク構想の検討・・・・・・・・[第3 復興施策]31 ページ

施策3)	八戸市を訪れる観光客の交通利便性の向上を図るため、航空路の拡充や高規格幹線道路の整備など、高速交通体系等の整備を図ります。
-------------	---

《主な事業》

- 高規格幹線道路の整備(上北横断道路、八戸・久慈自動車道の整備)
・・・・・・・・[第3 復興施策]36 ページ
- JR八戸線の早期完全復旧・・・・・・・・[第3 復興施策]45 ページ

施策4)	市民団体やNPO等による海を生かした地域づくり活動(みなとまちづくり)の促進を図ります。
-------------	--

《主な事業》

- 海を生かした地域づくり活動の促進・・・・・・・・[第3 復興施策]54 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 市内外からの観光客の増加により、宿泊や飲食、土産品等の直接効果のほか、関連産業への波及効果も含めて、地域経済の活性化が図られます。
- ② 地域内外の住民の交流が活発になり、復興に向けた気運が醸成されます。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【財政支援】

- ① みなとまちづくりに対する「新しい公共」モデル事業の優先採択

【国・県事業の重点実施】

- ① 名勝・県立自然公園種差海岸の被災箇所等の施設整備の促進
- ② 名勝・県立自然公園種差海岸の(仮称)三陸復興国立公園への早期編入
(種差海岸へのビジターセンターの整備、蕪島を起点とする種差海岸遊歩道の延伸・整備)
- ③ 高規格幹線道路の整備促進
- ④ 主要道路の整備促進(主要地方道八戸階上線の整備)

【その他】

- ① 三沢(八戸)・大阪(伊丹)線及び三沢(八戸)・札幌線の復活 など

8. 文化・スポーツ振興プロジェクト

【プロジェクトの概要】

震災の影響で沈みがちな市民の心に元気を取り戻し、速やかな震災復興とまちの活力創出につなげるため、心身の健康の保持増進や、地域の交流促進、一体感の醸成などに重要な役割を果たす当市の特色ある学術・文化・スポーツの振興を図ります。

■プロジェクトの構成



■プロジェクトの内容

施策1)	まちづくりにおける大学等の地元高等教育機関との連携を強化し、地域課題の解決に向けた教育研究活動を促進します。
------	--

《主な事業》

- 地元高等教育機関による防災・復興に関する調査研究活動の促進
.....[第3 復興施策]49 ページ
- 復興をテーマとするフォーラム・シンポジウムの開催.....[第3 復興施策]54 ページ

施策2)	貴重な歴史的文化的文化資源の保全と積極的な活用を図るとともに、「アート」を切り口に新たな文化を創造します。
------	---

《主な事業》

- 復興を支援する芸術文化事業の実施.....[第3 復興施策]54 ページ
- アートのまちづくりの推進.....[第3 復興施策]54 ページ
- 文化財の保存・活用.....[第3 復興施策]54 ページ
- 是川縄文の里の整備.....[第3 復興施策]54 ページ

施策3)

地域スポーツの振興に向けて、スポーツ施設の整備を図るとともに、スポーツ団体・指導者の育成やスポーツイベントの開催を促進します。

《主な事業》

- 復興を応援するスポーツイベントの開催・・・・・・・・・・[第3 復興施策]54 ページ
- 八戸スポーツ振興協議会の活動促進（アイスホッケー、サッカー等）
・・・・・・・・・・[第3 復興施策]55 ページ
- 八戸市体育館の改築の検討・・・・・・・・・・[第3 復興施策]55 ページ

■プロジェクトの効果

- ① 大学等の教育研究活動が、震災からの復興はもとより、八戸市の地域課題の解決と活性化につながります。
- ② 芸術・文化・スポーツを通じて、創造的活動の誘発や市民の心身の健康保持・増進が図られ、まちの活力が向上します。
- ③ 縄文文化や氷都八戸など、世界に誇れる都市の魅力が充実・強化されます。

■プロジェクトの実現方策

本プロジェクトの実現に向けて、次に掲げるメニューにより、復興特区の検討や国・県への要望等を行います。

【財政支援】

- ① 文化財修復費用の補助制度の拡充
- ② 文化・スポーツ施設の整備に対する財政措置
- ③ 文化・スポーツ活動の振興に対する財政措置

【国・県事業の重点実施】

- ① 高等教育機関の防災・復興に係る調査・研究事業等への支援
- ② 県立八戸芸術パークの建設
- ③ 県立屋内スケート場の長根公園への早期建設 など

付 属 資 料

1. 国・県への要望一覧

ここでは、「第3 復興施策」で掲げた国・県への要望事項等を取りまとめています。

1. 生活再建に関する事項

- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の適用対象の拡充 [国]
- 介護保険及び国民健康保険に係る財政支援 [国]
- 緊急雇用対策の充実強化による雇用の維持・創出 [国]
- ドクターヘリの2機目の導入 [県]
- がれき等災害廃棄物の撤去・処理にかかる経費への支援 [国]

2. 地域経済再興に関する事項

- 水産物海外輸出基準の見直し [国]
- 魚市場の整備に対する財政措置 [国]
- 「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の拡充 [国・県]
- 「中小企業等復旧・復興支援事業」の拡充 [国・県]
- 水産加工品のブランド化の推進に対する財政措置 [国・県]
- 対 EU 輸出基準対応の加工場整備・加工品開発への財政措置 [国・県]
- 被災農業者に対する支援 [国・県]
 - ・被災農業者の施設等の復旧に向けた補助制度及び被災農業者に対する無利子融資制度の充実と継続
- 生産基盤改良支援に対する補助制度の拡充 [国・県]
- ブランドの確立・担い手育成支援等の農業経営振興施策に対する財政措置 [国・県]
- 畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和・見直し [県]
- 畜産バイオマス有効利用に向けた廃棄物処理法及び関係法令許認可手続きの緩和 [国・県]
- 畜産バイオマス利用による発電等の事業化に対する財政措置 [国]
- 飼料コンビナート拡充のための各種支援 [国・県]
- 被災事業者に対する支援 [国・県]
 - ・被災事業者に対する一時支援金の創設
 - ・被災事業者に対する国税等の免除、優遇税制及び地方財政措置の実施
 - ・被災事業者に対する社会保険料事業者負担分の免除
 - ・被災事業者及び被災により影響を受けている事業者に対する無利子融資制度の創設
 - ・被災事業者に係る二重ローン対策の推進
- 「あおもりエコタウンプラン」の推進による環境・エネルギー産業の振興 [県]
- リサイクル製品の利用促進対策 [国・県]
- 企業誘致の促進 [県]
- 被災地域への企業立地に対するインセンティブ付与制度の創設 [国・県]
- 広域災害廃棄物の受入自治体に対する財政措置 [国]
- 名勝・県立自然公園種差海岸の被災箇所等の施設整備の促進 [県]
- 名勝・県立自然公園種差海岸の（仮称）三陸復興国立公園への早期編入 [国]
 - ・種差海岸へのビジターセンターの整備
 - ・蕪島を起点とする種差海岸遊歩道の延伸・整備
- 中心市街地の活性化 [県]

- 放射性物質検査証明書の発行に係る相談体制の整備と安全性の証明を行う機関の被災地域への設置 [国・県]
- 東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う風評被害対策 [国]

3. 都市基盤再建に関する事項

- 高規格幹線道路の整備促進 [国等]
 - ・東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）、上北横断道路並びに八戸・久慈自動車道の整備
 - ・東北縦貫自動車道八戸線「（仮称）八戸西インターチェンジ」、八戸・久慈自動車道「（仮称）八戸第2ジャンクション」やインターチェンジ等の整備
- 都市計画道路の整備促進 [県]
 - （3・5・1号沼館三日町線、3・3・8号白銀市川環状線（主要地方道八戸環状線））
- 主要道路の整備促進 [県]
 - （国道454号、主要地方道八戸階上線の整備）
- 八戸港の復旧・整備と防災機能の強化 [国・県]
 - （八太郎北防波堤等の復旧、航路・泊地の復旧、コンテナターミナル施設の復旧、八太郎北防波堤・中央第1防波堤・中央第2防波堤の構造強化、津波防災のための施設の早期整備等）
- 八戸港の国際拠点港湾の指定 [国]
- 港湾使用料の減免 [県]
- 海岸堤防や保安林等の海岸の津波対策の強化 [国・県]
- 一級河川の改修・整備促進 [国・県]
 - （馬淵川の無堤区間及び暫定区間の河川改修事業促進及び河川防災ステーションの整備、土橋川治水計画における河道改修事業の促進）
- 河川の津波・高潮対策の強化 [国・県]
 - （馬淵川、五戸川、新井田川等における津波・高潮対策の強化）
- 災害時における広域的なし尿処理体制の構築 [国・県]
 - （汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の近隣し尿処理場等への搬入、処理体制の構築、遠隔地のし尿処理施設等への搬入に伴う運搬・処理経費等の助成）
- 三沢（八戸）・大阪（伊丹）線及び三沢（八戸）・札幌線の復活 [国・県]

4. 防災力強化に関する事項

- 避難施設等の整備に係る財政支援 [国]
 - ・津波避難ビルの整備に対する財政措置
 - ・津波避難道路・避難路・避難所の整備に対する財政措置
 - ・避難所・避難路サインの整備に対する財政措置
 - ・指定避難所の耐震化に対する財政措置
 - ・小・中学校における避難所機能の整備に対する財政措置
 - ・福祉避難所の整備に対する財政措置
 - ・新たな防災拠点施設の整備に対する財政措置
 - ・市が行う各種復興事業に対する一括交付金の創設
 - ・非構造部材の耐震化に対する補助制度の拡充
 - ・自主防災組織の設備の整備に対する助成金の創設
- 中央防災会議の検討結果をふまえた、新たな津波シミュレーションの実施 [県]
- 青森県石油コンビナート等防災計画の修正 [県]
- 高等教育機関の防災・復興に係る調査・研究事業等への支援 [国]

- 国策によるLNG火力発電所の建設推進及び安価な電力の供給 [国]
- 石油等のエネルギー供給体制の強化 [国]
- エネルギー供給基地の防災力の強化 [県]
- 自主防災組織に対する支援・補助 [国]
- 県立屋内スケート場の長根公園への早期建設 [県]
- 県立八戸芸術パークの建設 [県]
- みなとまちづくりに対する「新しい公共」モデル事業の優先採択 [県]
- 文化財修復費用の補助制度の拡充 [国]
- 文化・スポーツ施設の整備に対する財政措置 [国]
- 文化・スポーツ活動の振興に対する財政措置 [国]

5. その他、総合的な事項等

- (仮称) 災害復興交付金の創設 [国]
- 災害復旧のための財政措置 (国庫補助金、特別交付税措置、地方債の拡充) [国]

2. 東日本大震災の被害状況等について

(1) 地震に関する状況

① 地震に関する情報

1) 震源に関する情報

発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 14:46 頃
震源地 三陸沖 (北緯 38.0 度、東経 142.9 度)
震源の深さ 約 10 km 規模 マグニチュード 9.0

2) 震度に関する情報 (市内の最大)

本震 震度 5 強 (南郷区)
最大の余震 4 月 7 日 (木) 23:32 頃 震度 5 強 (南郷区)

3) 津波に関する情報 (青森県太平洋沿岸)

3 月 11 日 14:49 津波警報 (1 m) 発表
3 月 11 日 15:14 大津波警報 (3 m) へ切り替え
3 月 12 日 20:20 大津波から津波警報 (高いところで 2 m) へ切り替え
3 月 11 日 15:22 第 1 波 -0.8m
3 月 11 日 16:57 最大波 4.2m 以上 5/27 気象庁発表 (6.2m:痕跡から推定、4/5 気象庁発表)
4 月 7 日 23:34 津波注意報 (0.5 m) 発表
4 月 8 日 00:55 津波注意報解除

② 八戸市災害対策本部 3 月 11 日 15:00 設置

第 1 回本部員会議 3 月 11 日 15:00
第 14 回本部員会議 8 月 25 日 10:00

③ 対応状況

- 沿岸部の住民に避難指示 3 月 11 日 15:05
 - ・対象世帯 12,859 世帯 対象人員 29,857 人
- 避難所 25 か所の開設指示 3 月 11 日 15:05
- 防災無線 (15:05~)、消防関係車両による広報
- 避難者への毛布・食糧などの配布
- 自衛隊へ支援要請し、炊き出しや海洋探査船「ちきゅう」からの救出など
- 避難所での健康相談 3 月 11 日~
- 災害ボランティアセンター設置 3 月 14 日 15:00~ 八戸市総合福祉会館 1 階ロビー
- 災害義援金受付口座開設 3 月 16 日~
- 避難所巡回相談 (3 月 22 日~24 日) り災証明書、市営住宅等一時入居の相談
- 避難世帯応援チーム結成 (支援期間 3 月 30 日~4 月 30 日)
- 災害見舞金及び生活必需品給付の申請受付 (受付期間 4 月 12 日~)
- 米など食料品給付の申請受付 (受付期間 4 月 19 日~5 月 2 日)

④ 避難所及び避難者

- 最大避難所数 69 箇所 (3 月 12 日 00 時 00 分現在)
- 最大避難者数 9,257 名 (")
- 最終避難所数 3 箇所 (4 月 30 日 06 時 00 分) 午後 2 時で全て閉鎖
- 最終避難者数 10 名 (")
- 避難指示等発表状況
 - 3 月 11 日 15:05 避難所開設、避難指示
 - 3 月 13 日 18:02 避難指示解除

- 3月14日 10:46 避難勧告 (11:15 久慈港 潮位-50cm 海上保安部より)
 3月14日 12:30 避難指示解除 (11:16 避難指示へ切り替え)
 4月7日 23:52 避難勧告
 4月8日 00:55 避難勧告解除

⑤ 主な被害状況等 (平成23年8月24日17:00現在)

被害区分	被害の状況
1) 人的被害	○ 死亡1名 ○ 行方不明者1名 ○ 重傷10名 ○ 軽傷12名 うち重傷4名、軽傷1名は、4月7日の余震による負傷者。 岩手県内での人的被害 ○ 死者4名 ○ 行方不明者1名
2) 建物被害	○ 全壊 250棟 ○ 大規模半壊 181棟 ○ 半壊 588棟
3) 観光関係施設	○ マリエントで海水汲み上げポンプ水没のため使用不可等 ○ 蕪島周辺でトイレ水没、プレハブ売店流出 など ○ 白浜海水浴場施設 (トイレ、監視棟) シャッター、窓ガラス破損 など ○ 種差海岸遊歩道 遊歩道の一部損傷及び案内版破損 など
4) 商工関係	○ 八戸港国際物流ターミナル 事務所2階部分の崩落 など ○ 八戸駅前連絡通路 ユートリー及び八戸駅舎との接合部分の破損等 ○ 八戸地域地場産業振興センター 内壁面及び窓ガラス等破損
5) 農林関係	○ 市川地区の水田、畑の浸水、いちご等栽培用パイプハウス全壊 ○ 八戸苺生産組合の建物被害 など
6) 水産関係	○ 第1魚市場、第2魚市場、第3魚市場、卸売場 卸売業者詰所全壊等 ・ 第3魚市場で津波浸水約2m ○ A棟、B棟 大型タンカー岸壁乗り上げ、魚体搬送設備、製氷設備破損等 ○ 水産会館 1階各室 全損 ○ 一種漁港 (白浜ほか) 作業小屋全壊、漁船破損・流出 など ○ 漁船 中型いか釣り漁船 岸壁打ち上げ (6隻) 等 ○ 水産加工場等施設の1階部分全損 など ○ 市川船溜り 漁協施設全損、漁船流出 など
7) 福祉関係	○ 新湊はますか保育園(3/25再開)、浜市川保育園(3/22再開)津波により浸水 ○ しみず保育園ほか3保育園 トイレ壁タイルにひび等 ○ 老人いこいの家海浜荘 1m20cm 浸水
8) 建設関係	○ 館鼻汚水中継ポンプ場 津波によるポンプ場建物・設備の損傷 ○ 市川町字下揚地先水路 延長L=350m、厚さ30cm約770m ² 土砂堆積 など ○ 市道桔梗野長者久保線陥没 L=7.0m W6.0m 沈下量=42cm (応急復旧済) ○ 市道61路線 ごみ流出堆積 (うち市道白浜海水浴場線通行止め) 等 ○ 八太郎北防波堤先端部を中心に損壊 など
9) 体育施設関係	○ 長根公園 パイピングリンク破損、体育館の階段モルタル落下等 ○ 南部山健康運動センター 体育館天井パネル落下等
10) 文教関係施設	○ 八戸小学校ほか38小学校 外壁剥離・落下等 ○ 第一中学校ほか16中学校 EXJ破損等 ○ 小中野公民館ほか9公民館 床ひび割れ、天井はがれ等 ○ 給食センター 北地区ほか3給食センター 調理場天井の一部剥離・落下等 ○ 八戸市公会堂 音響反射板昇降用マシン・ガイドレール破損等 ○ 八戸市公民館 外壁ひび割れ、タイル剥落等

被害区分	被害の状況
11) ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北電力（地震直後から市内全域停電） <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月12日夜 市内順次復旧（市庁 3/12 22:15 復旧） ・ 4月6日 15:00 市内全域復旧 ・ 4月7日 23:32 市内全域停電（余震により） ・ 4月8日 15:34 市内全域復旧 ○ 八戸ガス 3月12日 13:00以降大口需要先（市営住宅等）12件で供給停止 3月14日 00:30 都市ガス供給開始 ○ 水道 南郷区島守地区 水源地取水停止（復旧済） ○ バス 市営バス、南部バスともに通常運行 ○ 鉄道 青い森鉄道（8/24）【青森～八戸】通常ダイヤ（全路線通常運行） JR八戸線（8/24）【八戸～階上】臨時ダイヤで運行 （8/24）【階上～種市】8/8から臨時ダイヤで運行再開 （8/24）【種市～久慈】運転見合わせ （2012年度の運行再開を目指す） （久慈～種市 代行バス 上り5本、下り4本） 東北新幹線（8/24）【東京～新青森】4/29から臨時ダイヤで運行 （9/23から通常ダイヤで運行再開予定） ○ 高速道路 【八戸道】【東北自動車道】ともに通行規制なし
12) 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市庁本館 天井材、壁材の一部剥離・落下（主に4～5階）等 ○ 防災無線 津波浸水により一部放送不可 ○ 南郷区役所 庁舎天井照明落下破損等 ○ 八戸市斎場 電気温水器配管破裂等 ○ まつりんぐ広場おまつり広場路面段差延べ11m

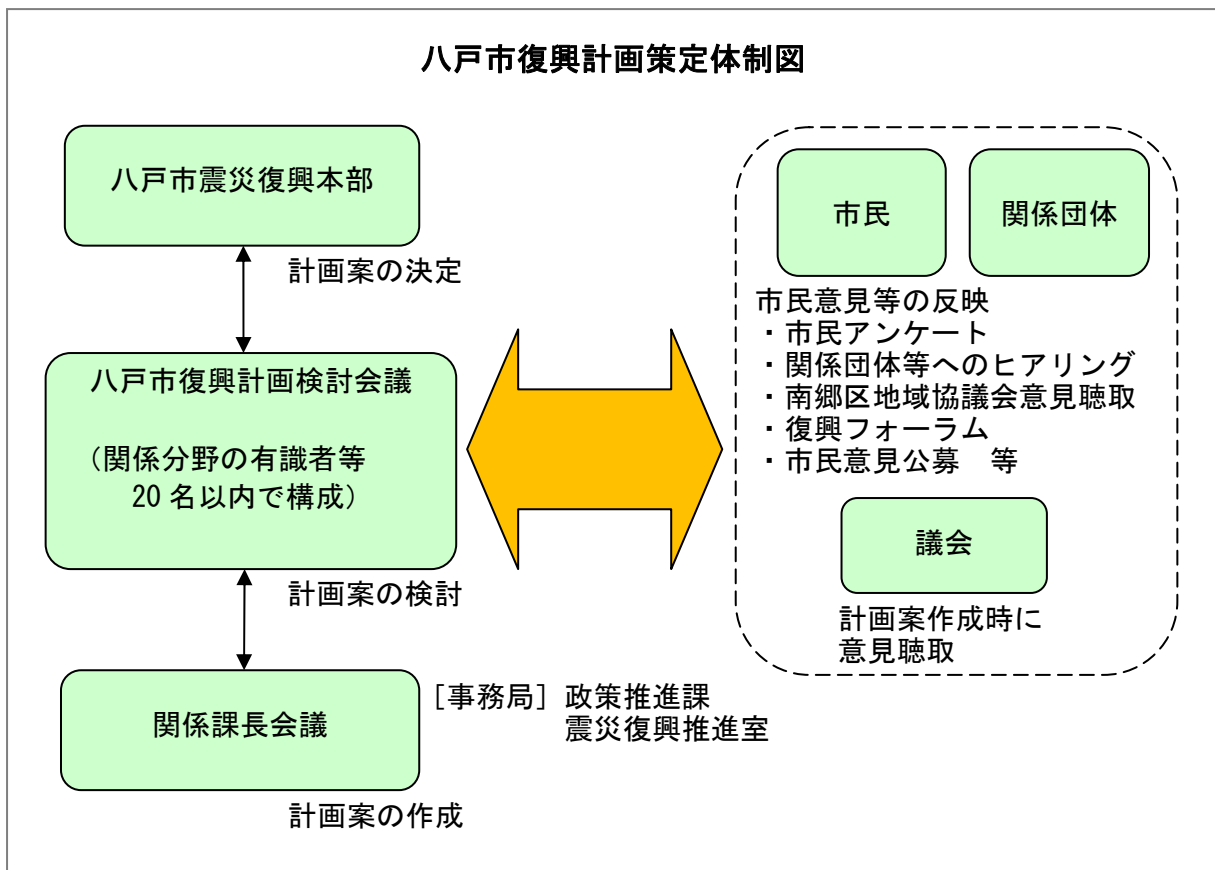
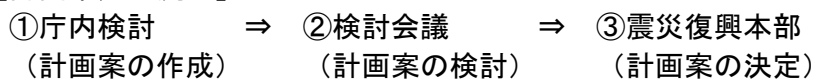
3. 策定体制

復興計画の策定にあたっては、専門的な見地から幅広く検討していくため、関係機関や関係団体の有識者等で構成する八戸市復興計画検討会議を設置しました。

また、庁内関係課長会議において計画案の作成を行い、八戸市復興計画検討会議における計画案の検討を踏まえ、市の震災復興の総括・企画調整を行う八戸市震災復興本部において計画案を決定しました。

さらに、被災者をはじめとする市民の声を最大限反映させるため、市民アンケート、関係団体等へのヒアリング、復興フォーラム、市民意見公募などを実施し、計画づくりへの積極的な市民参加を図りました。

【計画策定の流れ】



計画づくりへの市民の参画

市民の参画	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査 (平成 23 年 5 月 25 日～6 月 10 日) 	<p>市内在住の 18 歳以上、無作為抽出の 1,000 名 有効回収数：653 票、有効回収率：65.3%</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域団体ヒアリング (平成 23 年 6 月 22 日～8 月 25 日) 	<p>避難指示や家屋被害等のあった 11 地域の連合町内会ごとに、住民自治推進懇談会や地域づくり会議等を活用しながらヒアリングを実施 参加者数：290 名</p>
<ul style="list-style-type: none"> 八戸商工会議所部会ヒアリング (平成 23 年 7 月 7 日) 	<p>八戸商工会議所内の産業分野ごとに組織されている 9 つの部会の代表者（各 2 名程度）を対象にヒアリングを実施 参加者数：22 名</p>
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体ヒアリング (平成 23 年 7 月 11 日～7 月 13 日) 	<p>市民活動サポートセンター登録団体の主な活動分野ごとに 3 回にわけてヒアリングを実施 参加者数：14 名（8 団体）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災復興フォーラム（市主催） (平成 23 年 7 月 29 日) 	<p>「より強い より元気な より美しい八戸市を目指して」をテーマに開催し、基調講演及びパネルディスカッションを実施 参加者数：150 名 アンケートによる意見提出者：13 名</p>
<ul style="list-style-type: none"> 復興計画原案市民意見公募 (平成 23 年 8 月 26 日～9 月 12 日) 	<p>意見提出者：9 名</p>

八戸市復興計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 八戸市震災復興本部設置要綱(平成23年5月11日実施)第5条に基づき、八戸市復興計画(以下「復興計画」という。)の策定に当たり、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるため、八戸市復興計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(職務)

第2条 検討会議は、復興計画案の策定に関し、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長へ報告する。

- (1) 震災復興の基本方針に関すること。
- (2) 復興計画案に掲げる施策・事業に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、関係分野の有識者等又は学識経験者の中から市長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、復興計画案の策定をもって終了する。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に、座長及び副座長各1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の検討会議は、市長が招集する。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総合政策部政策推進課震災復興推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から実施する。

八戸市復興計画検討会議委員名簿

(敬称略：分野順)

区 分	分 野	会議役職	氏 名	所 属 等
①市民生活 (6)	医療・保健		高木 伸也	八戸市医師会 会長
	福祉		田口 豊實	八戸市社会福祉協議会 会長
	環境	副座長	類家 伸一	特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク 理事長
	地域コミュニティ		中上千壽子	白銀公民館 館長
	市民団体		町田 直子	特定非営利活動法人ACTY 理事長
	雇用		小野 武司	連合青森三八地域協議会 議長
②産業・経済 (6)	商工業		福島 哲男	八戸商工会議所 会頭
	水産業		武輪 俊彦	はちのへ水産復興会議 水産業復興ビジョン部会長
	農業		佐々木福栄	八戸農業協同組合 代表理事組合長
	物流		大矢 卓	八戸港振興協会 会長
	観光		笹垣 正弘	八戸観光コンベンション協会 会長
	防災		大黒 裕明	八戸地域防災協会 会長
③大学等 (3)	学識経験者	座 長	藤田 成隆	八戸工業大学 学長
	学識経験者		中村 覺	八戸大学 学長
	学識経験者		岡田 益男	八戸工業高等専門学校 校長
④行政 (2)	国		神山 豊	国土交通省東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所 所長 (前任 若崎 正光)
	県		鳴海 英章	三八地域県民局 局長
合計 17 名				

八戸市震災復興本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、八戸市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 復興本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復興の総括及び企画調整に関すること。
- (2) 八戸市復興計画の決定、進行管理及び見直しに関すること。
- (3) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 復興本部は、別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 本部長は、復興本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(市民、関係団体等の意見の反映)

第5条 復興本部は、復興計画の策定に当たっては、市民、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるものとする。

(関係課長会議)

第6条 復興計画案の策定その他必要な事項の処理のため、復興本部に関係課長会議を置く。

(事務局)

第7条 復興本部の事務局を総合政策部政策推進課震災復興推進室に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	南郷区役所長
	総合政策部長
	防災安全部長
	まちづくり文化観光部長
	総務部長
	財政部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	福祉部長
	市民健康部長
	環境部長
	建設部長
	都市整備部長
	交通部長
	市民病院事業管理者
	市民病院事務局長
	教育長
	教育部長
	会計管理者
	八戸地域広域市町村圏事務組合事務局長（総務部理事）
八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（総務部理事）	
八戸圏域水道企業団副企業長	

4. 検討の経過

年月	検討会議・復興本部関係	市議会関係	市民意見等
平成 23 年 4 月		<ul style="list-style-type: none"> 市議会東北地方太平洋沖地震対策特別協議会(15 日) 八戸市復興計画の策定及び八戸市震災復興本部の設置について 	
5 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回復興本部会議(11 日) 復興計画策定方針案について 関係課長会議(12 日) 第 1 回検討会議(19 日) 復興計画骨子案について 	<ul style="list-style-type: none"> 市議会総務協議会(20 日) 復興計画策定方針及び骨子案について 	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査 (5 月 25 日～6 月 10 日) 南郷区地域協議会(21 日) 復興計画策定方針及び骨子案について
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回復興本部会議(10 日) 復興計画骨子案及び当面重点的に取り組むべき施策・事業について 第 2 回検討会議(24 日) 復興計画 1 次案について 第 3 回復興本部会議(27 日) 復興計画 1 次案及び当面重点的に取り組むべき施策・事業について 	<ul style="list-style-type: none"> 会派意見聴取(28 日) 復興計画 1 次案について 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体ヒアリング (6 月 22 日～8 月 25 日) 南郷区地域協議会意見聴取 (30 日) 復興計画 1 次案について
・「当面重点的に取り組むべき施策・事業」取りまとめ(27 日)			
7 月			<ul style="list-style-type: none"> 八戸商工会議所部会ヒアリング(7 日) 市民活動団体ヒアリング (11 日～13 日) 東日本大震災復興フォーラム (29 日)
8 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回検討会議(18 日) 復興計画 2 次案について 第 4 回復興本部会議(25 日) 復興計画原案について 	<ul style="list-style-type: none"> 会派意見聴取(19 日) 復興計画 2 次案について 	<ul style="list-style-type: none"> 南郷区地域協議会意見聴取 (24 日) 復興計画 2 次案について 市民意見公募 (8 月 26 日～9 月 12 日) 復興計画原案について
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回検討会議(21 日) 復興計画案について 八戸市復興計画案市長提出 (26 日) 第 5 回復興本部会議(26 日) 復興計画案について 	<ul style="list-style-type: none"> 市議会全員協議会(27 日) 八戸市復興計画について(報告) 	
・八戸市復興計画策定(26 日)			

八戸市復興計画

■発行

八戸市

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

TEL. 0178-43-2111 FAX. 0178-47-1485

ホームページアドレス <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

■編集

八戸市 総合政策部 政策推進課 震災復興推進室